紀美野町第１回定例会会議録

令和８年３月４日（水曜日）

○議事日程（第２号）

令和８年３月４日（水）午前９時００分開議

第　１　　一般質問

○会議に付した事件

日程第１

○議員定数　１２名

○出席議員

議席番号	氏　　名
１番	徳　田　拓　嗣
２番	中　原　和　也
３番	桐　山　尚　己
４番	藤　井　基　彰
５番	上　柏　睨　亮
６番	埴　谷　高　夫
７番	美　野　勝　男
９番	向井中　洋　二
１０番	伊　都　堅　仁
１１番	美　濃　良　和
１２番	七良浴　　光

○欠席議員

な　　し

○説明のため出席したもの

職　　名	氏　　名

町長	小川裕康
副町長	細峪康則
教育長	中野卓哉
総務課長	曲里充司
企画管財課長	髙田真孝
住民課長	森谷克美
税務課長	調月克久
保健福祉課長	森谷善彦
子育て推進課長	黒﨑智帆
産業課長	吉見將人
建設課長	中前貴康
まちづくり課長	米田和弘
水道課長	長生正信
美里支所長	（米田和弘）
消防長	井川豊一
会計管理者	湯上増巳
教育次長	東浦功三
代表監査委員	菊本邦夫
選挙管理委員会書記長	（曲里充司）
農業委員会事務局長	（吉見將人）

○欠席したもの

選挙管理委員長	吉田元重
農業委員会会長	宮西幸次

○出席事務局職員

事務局長	井戸向朋紀
事務局書記	西本貴哉

開　会

○議長（七良浴　光）　　皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前　９時００分）

―――――――――――――――――――――

○議長（七良浴　光）　　日程に入る前に、先般配付しました令和８年度予算に関する説明書の中で、一部誤りがあり、執行部より訂正の申出がありましたので、これを許します。

曲里総務課長。

（総務課長　曲里充司　登壇）

○総務課長（曲里充司）　　おはようございます。誠に申し訳ございませんが、去る２月２５日に提案説明させていただきました議案第２７号、令和８年度紀美野町一般会計予算につきまして、訂正をお願いするものでございます。

本議案に係る令和８年度予算に関する説明書１２２ページの内容に誤りがございました。訂正箇所は、別添の地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書であり、赤字でお示ししておりますとおり、訂正させていただくものでございます。

今後このようなことがないよう、内容の確認に努めてまいります。このたびは誠に申し訳ございませんでした。何とぞ御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

（総務課長　曲里充司　降壇）

○議長（七良浴　光）　　しばらく休憩します。

休　憩

（午前９時０１分）

―――――――――――――――――――――

再　開

○議長（七良浴　光）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前９時０２分）

それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第１　一般質問

○議長（七良浴　光）　　日程第１、一般質問を行います。

本日は、一般質問の通告において質問の相手が選挙管理委員長、また農業委員会会長とありますが、ともに欠席の届けがあり、代わって委任を受けた書記長、また事務局長が答弁することになりますので、あらかじめ御了承願います。

質問者は、一つの項目の質問を終了し、次の質問事項に入る場合は、質問の区切りが明確になるように、次に何々について質問しますと発言願います。

なお、議長の許可を得て通告項目の順を変更することができます。

一問一答方式により、質問時間は４０分です。

一般質問の通告は５人です。本日は５人の登壇を予定しています。

それでは、順番に発言を許します。

６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　両方の欠席の理由は何ですか。

○議長（七良浴　光）　　欠席理由ですね。議会からは２月２６日付で文書にて出席要求を出しておりましたが、３月３日付で家事都合により出席はかなわないということで、欠席届の提出があり、議長において、正当な事由と認めておりますので、御了承願います。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　家事都合が公務より優先するんですか。

○議長（七良浴　光）　　家事都合ということで、私のほうからお答えさせていただきましたが、それぞれに、１名は病気療養のため、１名は通院のために欠席という内容でございましたので、正当な理由ということで認めさせていただいております。

届出については、事務局のほうで保管しておりますので、いつでも御覧いただけると思います。

以上です。

それでは、１番、徳田拓嗣議員。

（１番　徳田拓嗣　登壇）

○１番（徳田拓嗣）　　皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

一つ目の質問です。選挙期間の投票についてです。

私の両親は昭和２２年、２３年生まれの団塊世代になります。この団塊世代の方々は

７５歳以上で後期高齢者になりました。現在に至っては車も運転できておりますが、あと数年で運転免許を返納したり、いわゆる買物難民、交通難民になる方がこの紀美野町で非常に多くなると予想されます。それに加えて、各投票所の合併や閉鎖などで選挙に投票できづらくなることは必然的になります。現在も投票に行きたくても行けない方がかなりおられると思われます。現在、紀美野町では山間部地域や山間地区以外でも歩くのも困難で期日前投票や当日投票が厳しい地区の方々をある程度把握しているのでしょうか、答弁お願いいたします。

二つ目の質問です。子育てに配慮した施設への取組についてです。

コロナ禍以降、多くの観光客がイベント等で、紀美野町に多くの若者が来町しております。その中には多くのこども連れの親がおられます。

そこで、町は子育てしている方たちに対してふれあい公園や文化センター、中央公民館などの公共施設において、現在ほぼ全体的にＡＥＤがあるのか、それと、万が一のためにスタッフの方が常駐しているのか答弁お願いいたします。

以上、よろしくお願いします。

（１番　徳田拓嗣　降壇）

○議長（七良浴　光）　それでは、徳田拓嗣議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

曲里選挙管理委員会書記長。

（選挙管理委員会書記長　曲里充司　登壇）

○選挙管理委員会書記長（曲里充司）　徳田議員の１問目、投票に行けない方たちへの対策についてについてお答えをさせていただきます。

まず、投票は住民の皆様に保障された極めて重要な権利であり、その機会を確保することは、町及び選挙管理委員会にとっても重要な責務であると認識しております。

一方で、本町は急速な人口減少と高齢化の進行に加え、選挙事務を担う職員数も年々減少しており、投票所の設営・運営や期日前投票の実施についても既に限界に近い体制の中で運営しているのが実情でございます。

現在の対策といたしましては、令和４年７月からは、それまで役場本庁でのみ行っていた期日前投票所の設置を期日の前日のみでありますが、美里支所に開設するなど、限られた人数の中で可能な対応は講じてきたところでございます。

しかしながら、投票に係る移動支援や送迎といった個別対応につきましては、人員体

制や財政負担、公平性の確保といった観点から、町としては新たに実施することは現実的に困難であると判断いたしております。

また、特定の地域や一部の方のみを対象とした特別な対応を行うことは、町内全体の公平性を損なうおそれがあるため、慎重であるべきと考えております。

町といたしましては、今後も広報などを通じて、投票制度の周知を行い、有権者の皆様が投票しやすい環境づくりに努めてまいりますが、人的・財政的に制約のある中で、現行の体制を基本として運営せざるを得ない状況にありますことを、御理解いただきたいと考えております。

以上、徳田議員の１問目、投票に行けない方たちへの対策についての答弁とさせていただきます。

（選挙管理委員会書記長　曲里充司　降壇）

○議長（七良浴　光）　　黒﨑子育て推進課長。

（子育て推進課長　黒﨑智帆　登壇）

○子育て推進課長（黒﨑智帆）　　私のほうからは、徳田議員の二つ目の御質問、子育てに配慮した施設への取組についてお答えいたします。

本町において、子育て世帯が安心して公共施設を利用できる環境を整えることは重要であると認識し、施設の整備や利便性の向上に取り組んでいるところでございます。

令和４年度に各公共施設において、おむつ交換台及びベビーチェアの設置状況調査を行い、令和５年度におむつ交換台及びベビーチェアの設置を行いました。

現在、町内１６施設においておむつ交換台、１３施設においてベビーチェアが設置されており、庁舎をはじめ、子育て世帯が多く訪れるふれあい公園や文化センターなどの施設におきましても、施設内多目的トイレ等に設置してございます。

また、議員の御質問にありましたＡＥＤの設置におきましても、ふれあい公園、文化センター、中央公民館に各１台ずつ設置しております。

また、総合センター内プレイルームや美里天文台においては授乳室を設け、施設利用される保護者の方が、授乳の際に御利用いただけるような配慮も行っております。

その他の施設につきましても、イベントなどを行う際は、空き部屋を利用し、授乳室の確保を行っております。本庁、支所、総合福祉センターには貸出用ベビーカーを配置し、保護者の方の負担を少しでも軽減できるよう努めております。

しかしながら、施設によっては、おむつ交換台やベビーチェアなどが施設内のどこに

設置されているのか分かりにくい施設もございます。利用される方が、施設入り口付近や案内板などで各種設置場所を確認でき、迷わず利用することができるよう、案内表示の分かりやすさに取り組んでいく必要があると感じております。

今後につきましては、案内表示の改善を進め、子育て世帯にとってより利用しやすい施設になるよう支援してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

（子育て推進課長　黒﨑智帆　降壇）

○議長（七良浴　光）　以上で、１回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して、質問、答弁をしてください。

１番、徳田拓嗣議員。

○１番（徳田拓嗣）　答弁ありがとうございます。やはり、身寄りも、家族も、知人も、友人もなく、投票に歩いても行けない方は、実際、やはり全体的に棄権されている方が多いのでしょうか。

○議長（七良浴　光）　曲里選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（曲里充司）　個々いろんな事情があるとは思います。選挙管理委員会としましても、個々の事情に対して、どういうふうな理由で投票できなかったとかということは、現在のところ、その分析もデータもないというのが現状でございます。

○議長（七良浴　光）　１番、徳田拓嗣議員。

○１番（徳田拓嗣）　期日前投票は何となく分かるんですけども、不在者投票、郵便投票のシステムを詳しく教えていただきたいのですが。

○議長（七良浴　光）　曲里選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（曲里充司）　まず、不在者投票の制度については、選挙期間中、仕事や旅行で名簿登録地以外の市町村に滞在している方について、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができるという制度でございます。また、指定病院等で入院されている方についても、その施設の中で不在者投票ができるものでございます。

郵便投票につきましては、名簿登録地の市区町村の選挙委員会において、投票用紙など必要な用紙を請求して交付された投票用紙で自宅等で自分のいる場所において記載し、これを郵便等によって名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に送付して投票ができる

制度でございます。

郵便投票につきましては、身体障害者手帳の所持の要件であったり、戦傷病者手帳をお持ちの方等々、例えば要介護の５に認定されている方が投票できるというようなものになってございます。

○議長（七良浴　光）　　１番、徳田拓嗣議員。

○１番（徳田拓嗣）　　昨年から今年にかけて、数多く選挙がありました。紀美野町の全有権者数は約６，８００人ぐらいだと思われますが、そのうち、その不在者投票、郵便投票された方は何人ぐらいおられるのでしょうか。

○議長（七良浴　光）　　しばらく休憩します。

休　憩

（午前９時１８分）

―――――――――――――――――――――

再　開

○議長（七良浴　光）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前９時２０分）

曲里選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（曲里充司）　　すみません。お時間いただきましてありがとうございます。

ちょっと直近の衆議院のデータですが、不在者投票者数は６６です。郵便投票が３人になります。

○議長（七良浴　光）　　１番、徳田拓嗣議員。

○１番（徳田拓嗣）　　日本ではね、郵便投票は障害者、今さっき課長がおっしゃられた重度の障害って答弁いただいたんですけども、これ紀美野町独自でもね、ある程度年齢に達した人や、山間地区や山間地区以外の方でも期日前投票や投票所に行くのが困難な方々に郵便投票はどうでしょうか。不正されやすいとも言われますが、ある程度厳重対策を徹底した上で、どうでしょうか。

○議長（七良浴　光）　　曲里選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（曲里充司）　　郵便投票は決まった制度になります。それを町独自でいろんな形で緩和するっていうのは、ちょっと制度的には難しいと認識はしてございます。

○議長（七良浴　光）　　１番、徳田拓嗣議員。

○１番（徳田拓嗣）　　それから、先月の衆議院選挙で話題となった山間地区でね、出張バス投票所などの話題になったんですけども、このお考えは今のところおありでしょうか。

○議長（七良浴　光）　　曲里選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（曲里充司）　　移動投票所ということの問いであったと認識してございます。

その移動投票所の導入については、有権者の皆さんの利便性の向上という観点から理想的な手段の一つであるとは認識してございます。ですが、実際その移動投票所の運営に当たりまして、投票箱や備品の運搬、選挙事務に従事する職員数の配置、それから安全管理や投票の秘密の保持など多くの準備と人的資源が必要になります。特に本町のような人口が小さくて選挙事務に関わる職員も限られた場合、なかなか複数箇所を巡回する形で投票を受け付けることというのは、ちょっと現状では非常に困難な状況であるとは認識してございます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１番、徳田拓嗣議員。

○１番（徳田拓嗣）　　それから、昨年の参議院選挙で、愛知県の西尾市で交通手段がなく、移動に困難な方に限り自宅から投票所まで無料タクシーを送迎されたそうです。この紀美野町も無料タクシーを導入されてはいかがなものでしょうか。

○議長（七良浴　光）　　曲里選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（曲里充司）　　殊、選挙に限らずという話にもなりますが、現在紀美野町では通院や買物の方の外出を支援するということで、タクシー、大十オレンジバス、それからコミュニティバスの運賃の支払いにも使用できる助成券の交付も行っているところですので、この制度も御活用いただきたいと考えてございます。

○議長（七良浴　光）　　１番、徳田拓嗣議員。

○１番（徳田拓嗣）　　これは私の個人的な提案なんですけども、紀美野町独自でね、投票所に行く困難な方々で、なおかつ体の不自由な方々、職員さんが出向いて、いわゆる出張投票ということでね、厳重な体制の下で投票をしていただくのはどうでしょうか。

○議長（七良浴　光）　　曲里選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（曲里充司）　　先ほど答弁の中とも、ちょっと重複する部

分がありますが、どうしても投票場所を増やすということにおきましては、人的な要素も必要になりますし、正確性、秘密保持という観点もございますので、ちょっと現状の中ではなかなか困難な状況であると認識してございます。

○議長（七良浴　光）　　１番、徳田拓嗣議員。

○１番（徳田拓嗣）　　最後に小川町長、あと数年で買物難民や選挙での交通難民が増える中で、今後、町はどのような方法をもって、誰でも投票に行きやすく、家族やこどもにも頼らないで気軽に投票できる方法や、妙案があればお聞きしたいと思います。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　お答えをいたします。今回、徳田議員からは選挙に関しての質問ということでありましたけども、紀美野町の買物難民、交通難民という言葉を言われましたけども、大変紀美野町は厳しい状態の中にあるわけであります。現在、公共交通体系はコミュニティバスとタクシー券という形でやっておりますけども、昨年の９月に多くの方から請願をいただいて、議会のほうも趣旨採択されている案件というのがあります。今年の１月の臨時会で予算を認めていただいて、現在バイタルリード社という会社にお願いしてるのは、紀美野町に合ったって言うんですか、紀美野町に即した公共交通体系を構築していきたいということで今委託してるわけなので、殊選挙だけじゃなくて、全体のことを考えた上で今そういう、どうした方法が紀美野町に則しているかっていうことを今進めているところでありますので、そういうことで体系が確定すれば、少しでも効果が出るものだというふうに考えております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１番、徳田拓嗣議員。

○１番（徳田拓嗣）　　それでは二つ目の質問に行きたいと思います。

まず、ふれあい公園、文化センター、各施設の遊具の安全性や治安、親同士の交流などできるスペースは十分なんでしょうか。

○議長（七良浴　光）　　吉見産業課長。

○産業課長（吉見將人）　　ふれあい公園についてお話をさせていただきます。交流できる場所でいいますと、こどもたちが交流する芝生広場であったり、それから外のラウンジじゃなくて、エントランスのところであったりそういった施設がございます。屋内での部分はないんですけども、あと隣の動物愛護センターでもこどもたち、お母様方が入って施設を利用されているような状況でございます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三）　　私のほうからは文化センターについてお答えさせていただきたいと思います。

文化センターについては親子連れの方が来られても、外はかなり広いです。屋外で過ごされる方もいらっしゃいますし、それについては、木の温もり広場であったりは使っていただけてます。

屋内についても、これは文化センターの性質上、利用者がおられる場合はちょっと御遠慮していただく場合もありますが、ホワイエであったり、そういった広いスペースもございますので、そこで過ごされていただいてもそれは大丈夫です。

あと、図書室についても、皆さん入っていただけますので、そういうスペースは確保はできています。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１番、徳田拓嗣議員。

○１番（徳田拓嗣）　　それから、公共施設内において、オストメイト対応トイレも充実されているのでしょうか。

○議長（七良浴　光）　　黒﨑子育て推進課長。

○子育て推進課長（黒﨑智帆）　　すみません、全部の施設を現在オストメイトが設置されてるかっていうのを把握はできておりませんが、福祉センター１か所にはオストメイトの設置はしております。

○議長（七良浴　光）　　１番、徳田拓嗣議員。

○１番（徳田拓嗣）　　さっき黒﨑課長から答弁いただいたんですけども、赤ちゃんのおむつの交換などの利用される評判とかはどうでしょうか。

○議長（七良浴　光）　　黒﨑子育て推進課長。

○子育て推進課長（黒﨑智帆）　　その表示が十分でない箇所、トイレにおむつ交換台を整備されているのにもかかわらず、未表示であったり、トイレのドアに表示をしていますが、施設に入り、トイレの前まで行かないと、そこに設置がされているかどうか分からなかったりと、改善する余地はたくさんあるかと思いますので、そういった子育て中の方がぱっと見て、すぐに使いやすいような施設となるよう、見えやすく、分かりやすい表示となるよう改善を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１番、徳田拓嗣議員。

○１番（徳田拓嗣）　　それから、先ほど答弁もいただいたんですけど、お母さんと赤ちゃんと安心して授乳できるスペースっていうのは、各施設においてはどうでしょうか。

○議長（七良浴　光）　　黒﨑子育て推進課長。

○子育て推進課長（黒﨑智帆）　　先ほども答弁させていただいたように、授乳室につきましては総合福祉センター内のプレイルームと、あと天文台、この２か所にスペースを設けさせていただいております。

ほかの施設でも、やはりそういった方、訪れて必要性があるかと思いますので、その場合は空き部屋などを利用して御案内させていただいて、そういうような配慮に心がけるようにしております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１番、徳田拓嗣議員。

○１番（徳田拓嗣）　　保健福祉課と天文台と、この２か所しかないのは意外で、いかがなものかと思われます。

先月、２月１４日文化センターで、りらの音楽祭には参加させてもらったんですけども、生徒の表情も演奏も、太鼓も、舞台発表もすごく感動いたしました。町からはね、音楽祭も年々すごくよくなっているとの声をよくお聞きします。

このときもね、文化センターには数多くの若者が集まっており、元生徒のＯＢ、兄弟、友人、家族も大勢集まっておりました。やがてこの方たちがね、母親になり、こどもを出産したときに、必ず授乳室が必然的に必要になると思います。

ふれあい公園や中央公民館などでも、これから先必ず必要になると思われます。この授乳室のことについてはどうでしょうか。

○議長（七良浴　光）　　吉見産業課長。

○産業課長（吉見將人）　　ふれあい公園の部分について答弁をさせていただきます。

現在、ふれあい公園の施設内には授乳室はございません。ただ、動物愛護センター、隣のところには授乳室はございます。動物愛護センターですね、そこにはございます。

ただ、今後ふれあい公園が老朽化し、今後どのような形で施設を改装していくかとか、今後考えていくことになるかと思うんですが、その場合には、やはりインクルーシブの

考えというのはやはり導入しながら施設の検討をしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三）　　徳田議員のほうから、みさと天文台では、一つ倉庫を潰して改装して授乳室を造っております。例えば、文化センター、中央公民館であったり、物理的な問題で授乳室っていう、そういう特別な用途を持った部屋を用意するのはちょっと困難なところがあります。

先ほど、子育て推進課長が申しましたとおり、そういった場合は、お声がけをしたりしながら、空いてる部屋、そのときに使っていない部屋を授乳室として使っていただけるような御案内もさせていただいてます。そういった対応させていただいてるところです。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１番、徳田拓嗣議員。

○１番（徳田拓嗣）　　それから、先ほど黒﨑課長の答弁で、案内表示などですけども、こどもが危険な場所に行かないような立入禁止などの表示は充実しておるのでしょうか。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　徳田議員から個々の施設の質問等をいただいておりますけれども、全体として、私たちは子育て支援を一生懸命やってる中で、今言われた授乳室ができてない公共施設もこれは必ずありますとか、部屋までできてない公共施設もありますが、今後の考えとしては、これは本当に必要なところであると考えておりますので、物理的にそういう部屋がなくても、そういったスペースをしっかり考えていきたいなというふうに思っております。

それとあと表示についても保護者の方々が利用しやすいような形の表示も含めて、今おっしゃられてる危険な云々とかっていうことも、いろんなことを含めて子育て世帯、保護者の方々が安心して利用できるような形に、全体で１回考えていきたいなと思っております。

ということで、役場全体としてのお答えとさせていただきたい。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　以上で徳田拓嗣議員の質問を終了いたします。

続いて、１１番、美濃良和議員。

（１１番　美濃良和　登壇）

○１１番（美濃良和）　　おはようございます。それでは、議長さんのお許しを得まして、一般質問を行ってまいりたいと思います。

まず初めに、デマンド乗合タクシーについてお聞きいたします。

町の高齢化が進み、移動に苦労する人が増えてきています。そのことから、買物、通院、お付き合い、あるいはひきこもり等にも影響が心配されております。

そのようなことから、町民の皆さん方が１，３００筆を超える署名をつけて、デマンド乗合タクシーの早期実現を求めて請願も出されておられます。

町の状況ですね、この間いろいろと調査等がされてきておられると思いますけれども、お聞きしたいと思います。

次に、めら池下ソーラーパネル事業についてお聞きいたします。

以前からお聞きしていましたが、最近事業をやると言っていた会社の日本ＢＳＬ株式会社からＫＳソーラー合同会社に事業継承されるということになったようであります。そういう回覧板が回され、地元の方々も大変心配されていると、こういうふうに聞きます。

工事が済んで、１か月かそこらというふうな期間で、この施設が売られたというふうに思われる、この事業者の変更であります。町は地元の代表と業者との協定で今後のこの施設の問題解決は委ねるような答弁がされてきました。しかし、ここに来て、地域の方々もこのようなやり方、今までのこの業者が簡単に代わるというふうなことから、不信を持つと、そういう状況になっております。町としての責任はどうなるのかお聞きしたいと思います。

次に、移住者対策についてお聞きいたします。

最近、ふれあい公園の物販、あるいは物販、販売ですね、また飲食店が撤退、また撤退の予定というふうに聞いております。この町に来て、飲食店を営業される方が多いわけでございますけれども、高齢化や人口減少、また基幹産業である農業、林業が不振というふうな中で、だんだんと町の人口も減っていく、そういうふうな状況になっている。そういうことから、サービス業も大変厳しい状況にあるというふうに思います。町に移住してもらうとする以上、この産業というのが大変心配な、大事なことであるかというふうに思いますけれども、そういう観点からサービス業を多くされている方々が多いわ

けでございますけれども、その移住者の方々に、その生活を含めてどういうふうにしていけばいいのかというふうな助言等、また御意見を聞くなどの、そういうことが必要かというふうに思います。見解をお聞きしたいと思います。

次に、マダニが媒介するＳＦＴＳっていうんですか、ＳＦＴＳについてお聞きいたします。

今まで、西日本中心に被害が出ておりましたが、東の方にも被害が広がってきていると。感染すれば深刻な被害が心配されるわけではございますけれども、町としてどのような対策をされているのか、町の見解をお聞きしたいと思います。

次に、道の駅についてお聞きいたします。

このことについて、いろいろと町のほうでも情報収集とかいろんなことをされているように聞きますけれども、現在の状況についてお聞きいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

（１１番　美濃良和　降壇）

○議長（七良浴　光）　それでは、美濃良和議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

髙田企画管財課長。

（企画管財課長　髙田真孝　登壇）

○企画管財課長（髙田真孝）　私のほうからは美濃議員の一つ目のデマンド乗合タクシーについて、それから五つ目の道の駅についての御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず一つ目のデマンド乗合タクシーについての御質問に対するお答えをいたします。

町の交通施策については、多くの方から寄せられた請願が議会で趣旨採択されたことを踏まえ、町の重要課題で喫緊に取り組むべきものであると強く認識しております。

持続可能で実効性のある地域公共交通体系の再構築に向け、少しでも早く対応すべく、さきの臨時議会で予算をお認めいただきました。

その後、すぐに事業着手を行い、現在、交通計画に実績のある株式会社バイタルリードと契約をし、既存路線の利用状況や収支構造、利用者の属性の把握など、基礎調査・分析業務を進めています。

その一環として、庁舎内における意見交換会を実施し、各課が抱える地域課題や移動ニーズについて、横断的に情報共有を行ったところでございます。

また、今後はアンケートを実施し、通院、買物、通学等の実態や潜在的な移動需要の把握にも取り組む予定としております。

あわせて、町内交通事業者と継続的に協議を行っており、地域の実情や需要規模を踏まえた運行形態の在り方、運行区域、運賃体系、さらには事業者にとっても持続可能な運営方法について丁寧に意見交換を重ねています。

御提案のデマンド乗合タクシーについては、交通空白の解消や、高齢者の移動施策の有効な手法等の一つとして認識しております。

一方、既存路線との役割分担や配車の運用体制など、整理すべき課題もたくさんあることから、具体的な制度設計については、これから総合的に勘案し、慎重に判断してまいりたいと考えております。

今後につきましては、調査結果や住民ニーズ、事業者との協議内容等を踏まえ、本町の地域特性に即した最適な交通体系の構築に向け、段階的に検討を進めてまいります。

引き続き、町民が安心して暮らし続けられる交通環境の整備に努めてまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上簡単ではありますが、デマンド乗合タクシーについての答弁とさせていただきます。

続きまして、五つ目の道の駅についての御質問にお答えいたします。

令和７年９月の一般質問、道の駅についての答弁において、内閣府の支援事業を活用し、専門家の助言・支援を受けながら当町の道の駅整備における民間事業者の参画意向調査を予定している旨を申し上げております。その後、予定どおり昨年秋から国土交通省、和歌山県、内閣府のプラットフォームを活用し、紀美野町の道の駅構想に関心を持つ事業者を広く募集し、町内外の１９社から御意見を伺うことができました。

建築、設計、店舗運営、企画など様々な分野で活躍されている事業者との意見交換を通じて、多様な視点からの御意見をいただいております。町としては、道の駅整備・運営において、持続可能な事業継続が重要であると考えております。そのため、今後は特に店舗等の経営経験を有する事業者との意見交換を重ね、経営的な視点から課題や採算性、事業運営の可能性について、さらに情報を収集し、事業化の方向性を慎重に検討してまいります。

以上、簡単ではございますが、道の駅についての質問の答弁とさせていただきます。

（企画管財課長　髙田真孝　降壇）

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

（住民課長　森谷克美　登壇）

○住民課長（森谷克美）　　それでは、私からは、美濃議員の２番目の質問、めら池下ソーラーパネル事業についてに対してお答えさせていただきます。

めら池下の太陽光発電事業の事業者が変更となったことについて、町の責任についてとの御質問です。

事業者が変更となったことについては、前事業者及び変更後の事業者ともに地区に説明に伺い、地区との協議により、回覧で地区住民に対して周知したものと認識しております。

地区からは、前事業者と締結したものと同じ協定書を新たな事業者と締結し、連絡体制については、前事業者も引き続き連絡を取れる体制で事業譲渡を行っているものとお聞きしております。

以前も答弁させていただきましたが、万が一施設に異変が起こった場合も、地区と事業者との間に協定の締結や、連絡体制が確保されているため、事業者において速やかに対応していただけるものと考えております。

今後も、地区と事業者の双方において連絡を取り合いながら、不安のない環境づくりを構築していただきたいと考えております。

町としましても、責任を持って住民の生活環境について、安全を確保するため、引き続き地区と連携してまいります。

以上、簡単ではございますが、めら池下ソーラーパネル事業についての答弁とさせていただきます。

（住民課長　森谷克美　降壇）

○議長（七良浴　光）　　米田まちづくり課長。

（まちづくり課長　米田和弘　登壇）

○まちづくり課長（米田和弘）　　それでは、美濃議員御質問の３問目、移住者対策についてお答えさせていただきます。

紀美野町では、県下でも早くから人口減少対策の一つである移住・定住施策を行っており、移住担当の職員に加え、集落支援員を２名配置し、さらにＮＰＯ法人きみの定住を支援する会と連携して、移住者に寄り添って地道に取り組んでまいりました。

平成１８年度から令和６年度までの移住実績ですが、１１４世帯２１５人が紀美野町

に移住いただき、地域の担い手や定住の効果だけではなく、様々な相乗効果が生まれ、観光、新ビジネスの展開など地域づくりに大きな役割を果たしています。

議員御質問の移住者の生活も含めての助言をどのようにするのかとのことですが、地域の方や移住者の方にミスマッチが生じないよう、移住希望者の方には、当町の現状や特色を理解していただいた上で、移住支援に取り組んでいます。

実際の移住相談の流れを説明させていただくと、移住前には、移住後に望む生活について詳細に聞き取りを行い、また町での暮らしを丁寧に説明いたします。

地域へスムーズに入っていくためのアドバイスや、事前に知っていただきたいこと、また、起業・開業したい方には関係部署への案内や、既に当町へ移住されている方のお話を伺う場を設けるなどの支援を実施しているところです。

また、移住後の支援といたしましては、地域住民さんへの挨拶回りなども同行しまして、スムーズに地域へ入っていけるように促すとともに、毎月１回、ＮＰＯ法人きみの定住を支援する会が主催する移住者同士の交流の場、みんなの会が開催され、町で暮らす上での生活面での困り事の相談などができる体制を整えています。

なお、年に１回、町内の移住者の多くが一堂に会し、移住者同士の親睦を深める移住者交流会も開催され、様々な意見交換や交流が生まれています。

町としましては、きみの定住を支援する会と連携したこれらの取組は、豊富な経験により得られたかけがえのない財産です。移住・定住施策を進める上で欠かせないことであり、しっかりと継続してまいりたいと考えております。

なお、議員各位におかれましても、移住者の皆さんが地域にしっかりと根を下ろせますよう御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

（まちづくり課長　米田和弘　降壇）

○議長（七良浴　光）　　森谷保健福祉課長。

（保健福祉課長　森谷善彦　登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦）　　それでは、私から美濃議員の四つ目の御質問、マダニが媒介するＳＦＴＳについてお答えします。

マダニが媒介するウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群、通称ＳＦＴＳは、２０１３年１月に国内で初めて感染患者が確認されて以降、２０２０年まで毎年６０から１００名程度、２０２１年以降は毎年１００名を超える患者が報告されています。

２０２５年は１１月２日時点で過去最高の１８３名の患者が報告されていて、うち和歌山県内では５名となっております。

議員御指摘のとおり、これまで西日本を中心に患者が確認されていましたが、２０２５年には北海道や関東、中部地方など、過去に報告されていなかった地域まで感染の報告がされており、ウイルスを持つ野生動物やマダニの分布域が拡大しているほか、ＳＦＴＳの認知が高まり、感染に気づきやすくなったことも患者増加の要因であると言われています。

このウイルスの感染経路は、多くの場合、ウイルスを保有するマダニにかまれることで感染しますが、ウイルスに感染した野生動物や猫、犬などの動物との接触やウイルスに感染した患者の血液や分泌物に直接触れたことで感染する事例も報告されています。

症状は６日から２週間の潜伏期間の後、発熱や嘔吐、下痢、腹痛などの症状が多く見られ、時には頭痛、筋肉痛、呼吸不全などを起こし、重症化し、死亡することもありますので、注意が必要です。

予防方法としては、マダニにかまれないようにすることが重要で、特にマダニの活動が盛んな春から秋にかけては草むらや、やぶなど、マダニが多く発生する場所に入る場合は、長袖、長ズボン、足を完全に覆う靴を着用し、肌の露出を少なくすることが大事となります。

万が一、マダニにかまれたら無理に引き抜こうとせず、できるだけ病院で処理してもらっていただきたいと思います。また、マダニにかまれた場合、その後の体調に注意していただき、発熱等の症状が現れた場合は速やかに医療機関で診察を受けていただきたいと考えております。

このようなマダニによる感染についての情報は、町の広報紙やホームページで提供しているところですが、引き続き町民の皆さんに分かりやすく周知してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いします。

以上、簡単ではございますが、マダニが媒介するＳＦＴＳについての答弁とさせていただきます。

（保健福祉課長　森谷善彦　降壇）

○議長（七良浴　光）　　以上で、１回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して、質問、答弁をしてください。

１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　それでは、デマンド乗合タクシーについてお聞きいたします。

今いろいろとお話をいただきましたけれども、これ、先ほど徳田議員に対する答弁にもあったかというふうに思いますけれども、一つは、ＫＫバイタルリードって言われましたかね、会社。それですね、コンサルですね。

これは今後どんなふうになっていくのか。それから時間的な、どういうふうに進んでいくのかお聞きしたいと思います。

○議長（七良浴　光）　　髙田企画管財課長。

○企画管財課長（髙田真孝）　　美濃議員の質問にお答えさせていただきます。

今お願いしている相手先は株式会社バイタルリードさんっていう事業者さんになります。ここにつきましては、今大きな方向性として見定めていくために契約をさせていただいて進めているところでございまして、スケジュールにつきましては、大体夏頃までにその方向性が出てくる予定になってございます。

以上でございます。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　それで、先ほどの答弁にもあったように、どのようなものというんですか、内容が決まってくるかというふうなことになってくるかというふうに思いますが、その方向性が決まった段階で、次の手の打ち方というんですか、町長さんも言われたように、新しい交通の方法、これについては、いつ頃実施になっていくのかお聞きいたします。

○議長（七良浴　光）　　髙田企画管財課長。

○企画管財課長（髙田真孝）　　夏頃までに大きな方向性が決まるというふうに考えております。その後、やはり地域公共交通会議とか、そういったところにもお話をさせていただいて、皆様の同意というか、協力・御理解いただかないと進んでいかない事業だと考えております。そういうところで合意形成をしながら進めていきます。

それからあと、これを進めるにもやっぱり財源が必要になってございますので、国であるとか、県であるとか、そういった財源を確保することも見据えながら進めていく、そういう形で、それが整いましたら実証実験という形で進めるのかなというふうに思っておりますので、その時期はちょっとまだ分からないんですけども、そういった形で進めるふうに考えております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　いろいろと段取りは当然必要になってくるかというふうに思います。いろいろと町のほうでも皆さん方の御意見を聞いたりをしていただいているというふうに思いますけれども、何にしても、今、法的なところではちょっと弱い部分だったんですよね。しかし、２０１３年に交通政策基本法という法律ができて、その中で、国民の交通に関する基本的需要の充足ということが明記されて、そして国と自治体の義務としてこの認識がされてきているという、そういうふうな部分まで来ているわけでございますけれども、そういう点でいろいろと町のほうもいろんな事業をしなきゃならないところで、また大きな問題ではあるかというふうに思いますけれども、住民の皆さん方は大変このことに対して、期待を持って見られています。

そういうふうなことから、今答弁もいただいたんですけれども、財源の確保等の、そういうふうな準備をした上で実施に向けて、来年度とか、そういうふうな時間的な問題についてはどうでしょうか。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　美濃議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

先ほど徳田議員の御質問にお答えいたしましたし、ただいま企画担当課長からもお答えさせておりますけれども、紀美野町の公共交通体系っていうのは、コミバスを中心にずっと運営やってきて、２５年が経過してるということの中で、やはりコミバスには限界があるということの中で、公共交通体系を大きく展開していこうという考えのことで今おります。

そのために、先ほど申したバイタルリード社っていうのは、全国のそうした過疎地域における公共交通体系にずっと当たってきてる経験が大変豊富な会社でありますので、私たちもバイタルリード社とともに、紀美野町に即した、即したっていうのは地形も含めてですが、即した交通体系を構築していきたい、そういう思いで今進めておるわけなので、じゃあ、いつ頃ということでありますが、これできるだけ早くこれを確立、構築して進めていきたいという思いを強く持っております。

そのためにも、もちろん国費とか、国の応援とか、県の応援もいただきながらということになりますので、そこらも含めてしっかりとこれから進めてまいりたいと。まず、今申し上げたように、夏ぐらいまでには方向性が決められるんではないかと思っており

ますが、それは今度進めていく中で、出来上がったものではなくて、その途中途中でも皆さんにもお示しをしていきたいと、こういう形で考えておりますし、このことは我々執行部だけではなく、議会、議員さん方も含めて、みんなで紀美野町の公共交通体系をしっかりと考えていくということが、町民にとって本当に必要なところでありますので、そういう意味でも、皆さん方の御協力もいただきたいと、このように思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　目標というんですか、そういうものは大体、目標ですね、それはどうでしょうか。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　先ほども申し上げましたように、できるだけ早く進めていきたい。ただ、補助金の締切りとか、日程とかっていうのもありますので、それもしっかり見ながら、できるだけ早く進めていきたい。申したように、実証実験、そしてまた本格的なというような形になっていくというふうに考えておりますので、いつ頃ということよりも、できるだけ早く進めていきたいという思いでありますので、よろしくお願いします。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　できるだけっていうことで、目標はまだ具体的にということではないようでございますけれども、できるだけ早くお願いしたいと思います。

次に移りたいと思います。

次は、めら池下のソーラーパネルですね。今、課長の答弁もいただいたんですけれども、これ、本当に皆びっくりしてるんですよ。会社がこんなに早く代わるんかと。まさにＦＩＴ逃れですよね、法律逃れというんですか、売電しないと言ったんですよね、初め。売電じゃなくって、自分の会社が使うんだと、千葉にある。非常におかしな話だなっていうふうなことで、住民の皆さん方も聞いとったんですけれども、売電じゃないですからＦＩＴじゃないということなんでしょうが、こういうふうなやり方でやったことに対して、非常に多くの皆さん方が不信を持っておられるということにあるわけでございます。

それで、もう一点は、この会社が代わるということで、これは町はこのことに対して

会社に求めるものはなかったんですか。要するに、こういうふうな大事なことですから、一つは町としてもどうするんかということを聞かなきゃならんというふうに思います。もちろん、地区の住民の皆さん方への事前説明も当然なかったんですね。回覧板だけということで。そういうふうなことで町はどうだったんですか。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　美濃議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、当該地の太陽光発電事業が売電事業ではないっていうお話なんですけれども、確かにＦＩＴによる売電ではなかったということはお聞きしてます。ただ、民間での活用ということなので、当然民間事業者への売電はされているものだという認識でおります。

それと、事業者の変更、事業譲渡っていうことなんですけれども、民間事業者の営みでございますので、譲渡ということも十分にあるということは考えられます。その譲渡の説明に際して、事業者が地元と協議した中で、これであればもう回覧で十分であるというお話でお伺いしております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　条例の１４条ですか、変更の協議というのもございますね。これで、これが当たらんわけですか。やらなかったんですか。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　美濃議員の再質問にお答えさせていただきます。

条例１４条に対する変更協議は町のほうにも提出いただいております。地区と相談して周知方法ということの中から地区のほうで、回覧で十分ですというお話だったので、回覧で実施されたということで認識しております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　しばらく休憩します。

休　憩

（午前１０時１０分）

―――――――――――――――――――――

再　開

○議長（七良浴　光）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時１１分）

１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　これについて、今言われたんが、どういうことなんですか。受け取ったらそれでいいと。会社代わった場合には当然、初めから住民の皆さん方にも説明会を持つとなってますよね。そういう指導せんかったんですか。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　美濃議員の質問にお答えさせていただきます。

規則の５条で、近隣住民への説明に関してはっていうことで、次の掲げる条件を満たす説明会を開くと、その他町長が適当と認める方法によりということの中で、今回は地元の方が回覧で結構ですということで、それはうちとしても、町としても適当であるということで認めましたので、回覧で周知していただいたということです。

以上です。

○１１番（美濃良和）　　それをもう一遍説明してよ。具体的にどこにそんな条項があるんですか。

○住民課長（森谷克美）　　再度申し上げます。規則の第５条です。規則の第５条に計画の内容説明、変更のときにも準用することになるんですけれども、近隣住民への説明は次に掲げる条件を満たす説明会を開くことその他町長が適当と認める方法により行わなければならないということになってございます。

今回、事業者さん、譲渡する事業者さんと、譲渡を受ける事業者さんと地区の代表者の方と相談する中で、内容については十分理解できますし、事業者が代わるんですけれども、前の事業者も引き続き連絡も受けますし、対応もさせていただきますというお話が地元のほうにありましたので、それでしたら回覧での周知で結構ですということで、地区のほうも、その方法について協議した結果、それで結構ですという話になりましたので、町としてもそれで周知していただくのであり、地区の代表者の方との協議があって、そうしていただくのであれば結構ですということでお話を伺っているところでございます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　しばらく休憩します。

休　憩

（午前１０時１３分）

―――――――――――――――――――――

再　開

○議長（七良浴　光）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時１４分）

森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　美濃議員の再質問にお答えさせていただきます。

条例のほうの条文ということの御質問だったかと思います。近隣住民の説明、第９条というところに、近隣住民への説明を定めております。

第９条を読ませていただきます。第９条、事業者は、前条の協議の後、次条の規定による届出をする前に近隣住民に対し、当該事業計画の内容について十分な理解が得られるよう規則で定めるところにより説明を行わなければならないということで、手法については規則に委任しておる部分もありますので、それに従い、地元が今回の件については回覧で十分だという判断をされたことも町のほうが受けまして、それで実施していただいたものであります。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　このことについて、住民が納得できるものってなってますよね。誰が判断したんですか。今の話でいったら地区ということでございますけれども、地区の誰ですか。住民の皆さん方は回覧板を見て初めて知ったんですよ。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

住民の誰かっていうことまでは、ちょっと個人名等はここで発表することは差し控えさせていただきます。ただ、このめら池の発電事業が実施されるという話が、地区住民に説明あった頃から事業者と協議をしていただいてた方及び今回の回覧による周知というのは、神野市場のそれぞれの代表区長の方も含めて協議された結果ということでお伺いしてますので、神野市場全体の区長代表がそれぞれでお話を伺って、それであれば回覧で周知していただければ結構ですというお話になったということでお伺いしております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　それね、あまりに無責任ですよ、あんた言うてんのは。何かあったらみんな、恐らく言うてるのは区長さんが取りまとめしてくれたんですよね。そこへ責任皆持って行くんですか。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　美濃議員の御質問にお答えします。

責任を全て持っていっているということではないです。あくまで、事業者と地元代表が協議して、そういう手法ですとか、今回の内容について、どういう形で周知するかっていうことを相談して決められたということで、それに対してうちとしても、その手法について別に異存がございませんという話をさせていただいたということになります。

もちろん地元と町とは引き続き協議をしておりますし、事業者とも連絡は取っておりますので、決して一方的に責任を地元のほうへお渡ししているというわけではございません。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　町がしなきゃならんことは、助言もあれば、円滑な運営を進めていくということについて町も責任あるんですよね。町は施設に入って調査をすることもできるぐらいの権限は持たされているんでしょう。持ってないんですか。

この条例は何ですか、死に文ですか。何考えてるんですか。そんだけの責任を持ってやってもらわんと、今、再度の、町長、笑い事じゃないですよ。緊張感なしにやってどうするんですか。

これね、待ってくださいよ、何にしても、住民の皆さん方が心配されている、そして、この再度の協定書を結ぶについても、なかなか向こうのほうが時間を引き伸ばしたりとか、いろんな点で不親切というんですか、不誠実な行動を取ってるんですよ。そういうふうなことできて、今後またぞろ施設を売るんじゃないかと、そういうふうな心配すら持っておられます。

そのことに対して、町は何も知らんと、地区の問題やと、こういうことでおられるんですか。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　私からもお答えをさせていただきます。

もともと、この条例を制定した背景というのは、条例の目的にも書いておりますが、

美しい景観及び町民の安全で安心な生活環境という、そういう目的で条例を制定しているわけですね。この条例に基づいて、そういうことを設置したいという申出あれば、町と事前協議をやって、地区の住民に説明してっていうことで、この条例規則に基づいて事業者も進めてきているというふうに認識しておりますし、今回の件については、途中で事業者が代わったっていうことの中で、当然事業者は先ほど課長がお答えしたように、協議に役場へ来ました。役場としては、それは代わるということは大きなことでありますので、地元の方々とっていうお話もしますわね、その地元の方々っていうたときに、やはり地元全住民とってできないですから、やっぱりそこの地区の代表である区長さん方と話をするっていうことになる。

神野市場でありますので、４地区も、神野市場は４地区あるし、代表区長さんもいらっしゃるということで、当然代表区長さん、区長さんや、ほかの区長さん方としっかり話をしてくださいねっていうことで、事業者はその旨、説明会をすること、する・せんを含めて区長さん方ともお話はしていただいてると。その中で、区長さん方からは、説明会でなくても、回覧でいいですよということのお答えであれば、そういう形で進めていくっていうのは、全くおかしな話ではないというふうに思っております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　これ重大な変更ですよ。会社が代わった。もう一つは、第１回目の説明会を住民のほうから要望してやったんですよね。そのときに、これは売電じゃないと、自分の会社が使うんだと、千葉県の、こういう説明してるんですよ。

また、その途中で、このときにも問題なのは相手方の会社の社長が来んと、工事をする会社の従業員の人がやってきて説明というふうなことになってるんですよね。こんなもん、１個１個皆このルール違反じゃないですか。

それも途中で自分らは答弁できやんと言うて帰ってしもうたんですよ。住民の皆さん方が納得して終わったんじゃなくって。

その後どうしたかって言うたら、以後は文書でもって聞いてくれと。もうそういうような会議は開きませんと、そういうふうなことを言うてきて、そして住民の方が会社に対して、いろいろと質問を送ったら、これはＦＩＴじゃないから答えられませんと、その答えもしてないと、非常に無責任な会社の対応なんですね。

そして、驚いたのが、完成して１年たつか、たたんうちに売ってしまうと。こんなこ

とが認められるんですか。これが当たり前なんですか。そういうふうに見られてよろしいんですか。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

どうしても民間事業者が実施する事業ですので、譲渡はここに限らず、過去にもございました。そのときも事業者が変更になるということで、地区と相談していただいたときには、やはり地区のほうからは回覧で十分ですということで、回覧で実施していただいたことがほかにもございます。今回もそういうことで該当されてましたので、それに関して変更協議も受けさせていただいている状況です。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　おかしいんですよね、そういうふうなことを、この会社の言うとおりにしてると。こんないいかげんなことをしてきて、住民の方々が非常に不信を持ってられる、その会社を町は、何て言うんですか、もう淡々と認めてきたと。それでまだ結構なことだと思ってるんですか。

今後どんなことが起こるか分かりませんよ。あそこのところは地域の方々が言われているとおり、非常に風の強いところであると。しかも、田、その前は恐らく谷だったんだと思いますけれども、そういうふうな軟弱地盤であって、そこにやった場合に心配されるのが、このパネルが吹き飛ばされると、それによる被害が心配されるわけでしょう。いろいろ、もろもろの心配があるわけでありますから、今言うところの地区の代表の区長さんというふうに言われますけれども、区長さん方が仕方なく、いろんな協定書のための努力をされてきたと、そういうことになってるんですよね。

今また町は、そういう中で問題が起これば、地区の問題だと。協定をいろいろ努力された区長さんとこへ行ってしまうじゃないですか。そんなことでいいんですか。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　美濃議員の御意見に対してお答えさせていただきます。

条例制定前まではＦＩＴに係る設備っていうのは、町の各場所に存在しておりまして、地区住民の方とか、近隣住民の方に説明もなく、個人の土地であれば設置されてきました。そういう件数が増えてきて、突然こういう施設ができるのに、地元に対して何も相談もない、連絡もないっていう地域住民の不安の声があったことを受けて、町のほうで

条例を制定しまして、条例制定後はこういう施設を設置するに当たっては、地区に対する説明ですとか、住民さんの意見要望に対する回答ですとか、事業者と地区との連絡体制の構築とか、そういうことがどんどん今実施されている状況です。

今、この件に関しましても条例制定後の設備になりますので、地区と住民はこういう形で話はしていただいております。その中で事業者が変更になるということで、地区に対して事業者さんのほうが相談されて、それに対して地区としてはどういう形でするのが適当かっていう中で、事業者の方と地区で、今回は回覧で周知するのが適当であるということを判断していただいたので、それで周知していただいたということになっております。

あくまで合議の下でやっていることでありますので、特に我々として地元の方に責任を押しつけているわけではなく、その形で実施されるということを意思決定していただいて、我々はそれだったらそれで結構ですっていう話をいただいたということになります。

今後も地元で何かありましたら、地区の方も事業所にもお話をされることはもちろん、町のほうにも連絡はいただきますので、町としましても責任を持って地区とともに事業者に対して、いろいろ対応を求めることもあると考えております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　今のやり方を納得してるんですか、町としては何にもいいんですか。さっきから言ってるように、このＦＩＴであろうと、ＦＩＴでなかろうと、町は同じこの条例でやっていくんだということであるんですよね。であって、その地域の皆さん方の、その説明会、会社が持った説明会じゃないですよ、住民の方々が言うてやったところに会社がやってきた。それも会社じゃないんですよ、工事の関係者だけ、工事のやる会社の２人の従業員が来たと。そこが来て、途中で帰ったと、その辺の流れについて、もうそれは町はそれで納得したんですか。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

当初の住民説明会、地元の要望でということでおっしゃっていただいてるんですけども、条例の定めにも事前協議を行った後は、地区説明会実施してくださいということで町のほうからも申し上げておりますので、その条例の定めに従い、実施していただいた

ものと認識しております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　それは正しいやり方やったということで把握してるんですか。

説明もさっき言ったように、文書でせえって言うて、その文書の質問に答えてないんですよ。それが町が納得して、納得というんですか、町としてそれを認めてるんですか。

○議長（七良浴　光）　　しばらく休憩します。

休　憩

（午前１０時２９分）

再　開

○議長（七良浴　光）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時３３分）

森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

区の協議、代表してしていただいている方、その当時の区長でありました。今区長が代わられて新区長になってるんですけれども、その方が前任の区長の方が一番やっぱり内容についてはよく御存じなので、継続して協議はお願いしたいということで、地区としてもその方にちょっとある程度お願いしてやっていただいているところもあります。

それに対して新たな区長も入りまして、今回の周知に関しては、方法について決定したということでお聞きしております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　一度きっちりと、この条例について説明を、区長さんにも分かっていただいて、町と区長さんとの関係をはっきりさせてもらいたいと思うんですよ。でないと、今のままやったら、区長さんがいろんなことが起こったときに、おまえがこの協定をつくったさけやないかっていうことになってきたら、とんでもない話だと思うんですよ。そういう点で了解してもらえますか。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　美濃議員の御質問、御意見に対してお答えさせていただきます。

今、美濃議員おっしゃっていただいたとおり、条例の条文ですとか、規則の条文とか、もしかして思い違いがあると、やっぱりその責任の所在がっていうところが不明確になるところも区長さんのほうで危惧されているということであれば、一度、めら池の担当区長の方と、前区長の方、代表の区長も含めて、一度お話しさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　何にしても、この条例というものを大事にしてもらいたいと思います。ここに書いてるように、景観等についても大事なことで、紀美野町の宝は何かって言うたら、我々はもう普通に見ていて何とも思わんこの景観ですよ。これが町外の方々が大変すばらしいものだということで来てくれてると。これを大事にせんと、この町の発展はない。そういう点も含めて、せっかくの条例を生かしてもらいたいと思います。

そういうことで次に行きたいと思います。

移住者の皆さんに対する対策ですね。

オーバーストアっていう言葉がありますよね、店に対して住民の、そこに住む方々がだんだん減ってきているというふうな問題が起こってきて、街のほうではシャッター通りというようなことも起こってきたりしてるようでございますけれども、そんなふうなことで、紀美野町というのは基幹産業がもうどんどんと駄目になってきている。また、その第二次産業である生産業という、これもなかなかうまくいかない。そういうような状況の中で、今、やはり来てくれる方々っていうのは、第三次産業のこのサービス業というもので、この自分の仕事を立てていこうという、生活を立てていこうという、そういうふうなことをされているように思いますけれども、そのことが今心配されるところで、さきに申しましたようにふれあい公園での店が撤退するというような状況になってきたり、大体聞いてみますと、皆さん方、やっぱり売上げが減ってきてるんですよ。

これに対して、来ていただかなあかんわけですけど、来ていただいた方々がやっていけるようにということが、町としてもしとかなきゃならないという、そういうことについてはどうであるんか。対策の必要はあるんではないかということでございますけれど

も、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（七良浴　光）　　吉見産業課長。

○産業課長（吉見將人）　　美濃議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず産業、ほとんど町内に来られている方は商売をされることで新規創業されております。新規創業される方の中で多くは県の補助金を使ったり、それから町の補助金を使った中で、新規で商売を始められ、それで商工会、それから観光協会に入られている方が多いかと思います。

そういった中で、町としましては、様々な交付金を使いまして商品券交付事業であったり、ＰａｙＰａｙの事業であったり、それから様々なイベントで農林商工まつりであったり、海南で行われるイベントであったり、そういったことにまでお声をかけさせていただいて、地域のその方の所得が確保できるような努力はさせていただいてございます。

また、林業についても同じく森林環境譲与税を活用した森林の整備を今後ずっと進めていかなあかん状況の中で、そういった今後、地域おこし協力隊が町内で定住することになるんですが、その方の所得につきましても、新しく令和８年度から制度をつくってございますので、そういったことで伴走できるような形で努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　いろいろと努力をされていることについては、日頃、よく分かるんですけれども、しかし状況については大変悪いと。今、指定管理されてる方々の話を聞いても、指定管理料というのは一定ですからね、それに対して今、物価がどんどんと上がってきてる、そういうふうなことが非常に大きな影響、経費がどんどん増えてきてるという問題があるかというふうに思うんです。

そこに対して、やっぱりお客が減ってきてるという問題、併せてこれからどうしていくんかっていうことになっていくかという、そういう心配をするわけであります。町としてもその辺のところを一度聞いていただいて、関係する方々に聞いていただいて、せっかく来ていただいたんですから、ずっとこの町でおってもらいたい、定住していっていただきたい。そのためのことについて、町としてのお考えをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　美濃議員、いろいろ御心配していただいて本当にありがとうございます。

最初にまちづくり課長がお答えいたしたように、移住・定住施策というのは町にとっても大きな大きな施策の一つであります。

平成１８年から取り組んできて大きな成果も上がってきてるし、移住されてきた方が新しい風をこの町に吹き込んでくれて、新しいお店を創業される方もかなりいらっしゃいますし、それは創業される種類はいろんな種類が、もちろんお店であるとか、民泊であるとか、いろんな創業もされておりますし、やはり農業に関しても、紀美野で農業をということで移住されてきた方もいらっしゃいますし、今、産業課長が申したように、新たな林業ということで取り組もうとして紀美野へ来られてる方もいらっしゃいます。もっともっと増えていくんだろうというふうに期待もしております。

紀美野の基幹産業である第一次産業を、後継者不足ということで耕作放棄地がどんどん増えてきているということに鑑みて、これを何とかしていきたいっていうことは強く思っております。それはどうしたらっていうことでありますが、これについて特効薬というのはなかなかない。しかし、そういった紀美野で農林業をやりたいっていう人を一人でも多く受け入れて、それを我々もしっかりと応援していきたい。応援していくことで少しでもということにつなげていきたいなと思っておりますし、最初おっしゃっていただいた、先ほどおっしゃっていただいたあれですね、ふれあい公園、事業者撤退の話もあるということもありますが、そのことについて言えば、大変高齢化もしてきたっていうことで、あの方々は１７年という間、ふれあい公園でも頑張ってきてくれて、本人とも話しましたけども、やはり自分の体力の衰えとかっていうことも鑑みて、撤退っていうことも今言われてるということもあります。それは年齢的なもので、ある意味では仕方ない部分もあるかと思いますが、紀美野で来ていただいて、そして創業もしていただいてっていうことで、紀美野で創業していただいている方々を我々はしっかりと応援していかなければならない。どういう応援の仕方があるかっていうことはもちろんありますし、創業に対しての補助金もありますが、創業されてからどれだけお客さんを呼び込むかっていうことで、これは皆様御承知のとおり、きみの旅さんぽっていう紀美野のお店四十数店舗が載った、こういった旅さんぽっていう冊子もあります。これは大変優れたものでありまして、私も町外とか出ていったときには、大きな会のときには皆さん

にお配りして、もらっていただいて、いいのを頂いたよっていうことで、訪ねていこうというようなお声もたくさんいただいておりますので、しっかりと創業も応援するし、お客さんを呼び込むための、このことに対しても、いろんなインスタも含めて、口コミでもありますが、皆さんでぜひ紀美野へ来てくださいね、いろんなお店もたくさんありますよっていうことで、それも大変大事なことだと思いますね。そしてリピーターになっていただくっていうことで、今、紀美野のお店もかなり県内でも評判のお店がたくさんあって、何回も行ったことがありますよっていうふうにおっしゃってくれる方もたくさんいらっしゃいます。もっともっとその数を増やしていって、紀美野でもっともっと売上げを上げていただく。

そうした中で、先ほど産業課長が申した１月に認めていただいたプレミアム商品券の発行であるとか、ＰａｙＰａｙであるとかそういったことは全てこの紀美野の中でのお金を落としてもらう施策でありますので、そういったことでもしっかりと応援していきたいなというふうに思っておりますので、この件についても皆さん方の御協力もいただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　いろいろと努力をしているということは私も評価してるんですよ。でも、それ以上に厳しい状況が来てるので、その辺のところを、ほんまにさらに努力をしていかなければ、せっかく来ていただいた方々が、もうこちらでずっと定住していただけなくなるおそれがあると。

先ほど言いましたようにオーバーストアというふうな問題がもう起こってきてる、この町でもそういうふうな状況が表れているようで、やっぱりお客さんが減ったというふうに言われてるんですよ。これは一つの国の責任もあって、皆さん方がだんだんと他県から紀美野まで行って、品物買いに行こうかっていうことが減ってきてる。そういう方の問題もあるかもしれませんけれども、どうあれ、うちはうちの町としての住民の方々、来た方々を守るということが必要かというふうに思うんですね。

今言われましたように、ＰａｙＰａｙにしても、今度また予算のほうに計上されてきていただいてるようでございますけれども、やはりこれずっとこうなってくると、もうほんまに、ずっとやっていかなきゃならんことになってくる。ここのところをやっぱりもう少し、いろんな調査の必要があるんじゃないかというふうに思います。この辺のと

ころ、どうでしょうか。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　先ほど申し上げたことで、それで満足しているわけでは全くありません。今進めている施策を説明したというところでありまして、もっともっと町が、もちろん県内外から多くの方々にやっぱり紀美野町へ足を運んでもらうということが本当に大事なことであるというふうに考えております。

そのためのいろんな施策、イベントであるとか、いろんなところで紀美野町へ県内外から足を運んでくれてる方もたくさんいらっしゃいますが、その数をもっともっと増やしていきたいっていう思いもあります。

そのためにいろんな整備も今進めている、スポーツ公園のリニューアル事業が完成すれば、ここにも新たなお客さんも呼び込めると思っておりますし、生石高原にしても、道路も整備が完了すれば、もっともっと皆さんに来ていただきたい、来ていただきやすい環境をしっかりと、もっともっとつくっていくということで、要はもっともっと多くの方に紀美野町の関係人口になっていただきたい。もちろん観光人口も増やしていきたい、交流人口、そして関係人口を増やしていきたい。そのことが今議員も心配されることの一つの解決方法にもつながっていくものだと思いますので、さらに進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　それともう一点、課長さんもよく考えていただいているというふうに思いますけれども、半林半Ｘとか、半農半Ｘっていう考え方ですね、これも大変難しいかなと。地元に住んでる林業を、山を持ってる方も、また農業の方もなかなか厳しい状況の中で、新たに来た方が、半農半Ｘ、半林半Ｘという形で何かを求めるというのは本当に大変なことだと思うんですよ。これについても、やはり、半Ｘっていうのはある程度イメージできるような、そういう提案も町は考えておかなきゃならんのではないかというふうに思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　今、半農半Ｘ、半林半Ｘという言葉をおっしゃられましたけども、これはどこがつくったか、ちょっと分かりませんけども、最近出てきた言葉でありますが、実際にはそういう形で生活っていうんですか、仕事をされてる方がたくさん

いらっしゃると思います。

ですから、一つの仕事をしながら例えば農業であれば農業のこういう時間の空いたときには違う仕事をするとか、林業の方でもそうですね、林業というのは基本的に木を切ったりするのは冬場っていうことを言われてますので、そうでない時期は違う仕事をするという、いろんな仕事をやるということで、紀美野においては、例えば山椒の収穫時期には、収穫する人手がたくさん要りますよと、そういったときにはその部分をお手伝いに行きましょうっていう方も、もちろんたくさんいらっしゃいます。そういった方々は半林半Ｘか分かりませんし、半農半Ｘかも分かりません。いろんな今人材がたくさんたくさん求められている時代でありますので、その気になればいろんな仕事をするということが今、議員言われた半農半Ｘ、半林半Ｘ、そういうことを実践していることというふうに認識しております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　具体的にそういうことについて、要するに、空いた時間っていうことであるんか、もう実際、半林なんて、今林業で町は非常にやってますけれども、実際に自伐型で切っていくと、今もう要するに、いっぱい詰まったって言うんですか、密植した木をすいていくというふうな現在の状況かというふうに考えたら、金にならんもんを今切ってるんですよね。そうすると、時間の割に金にならない。それであって生活もしていかなきゃならんていうことは大変難しい問題だというふうに思います。

そういうふうなことについて、何らか先ほど言いましたように、後の半Ｘのほうですね、イメージできるようなことについて提案する必要があるかというふうに思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　今、自伐型林業のことを議員おっしゃってくれました。このことに関してお答えするとすれば、令和５年度から自伐型林業をミッションとした地域おこし協力隊を募集して、毎年２名ずつ、手を挙げて来ていただいていて、令和５年に初めて紀美野へ来ていただいた方は、今年の５月で卒隊をされます。

その方々はもう既に、だから卒隊後の自分の身の振り方っていうのはしっかりと考えて、起業するということで今回の補正予算でしたかね、当初予算、ちょっと忘れましたけど、今回の予算の中にもそれを応援する補助金も２人分ということで計上させていた

だいているということで、その方々は、うちがああせえ、こうせえって言うんじゃなくて、自分で自分の卒隊後のどうしようというのは、しっかりと考えて、この紀美野で、こういう形でやっていきたいということを考えて実践していってくれるというふうになっております。

我々はしっかりそれは卒隊後も創業補助金だけじゃなくて、その後の起業された後もやはり応援していかなければならないというふうには、それは強く思っておるところでございますので、間伐してもっておしゃられるけど、やっぱり間伐というのも大変大事なことで、間伐された木を売るんかどうかっていうのは、ちょっと私も分かりませんけども、そういった自伐型林業の関係の事業をしていくということなので、しっかりと応援していきたいなと思います。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　町長さん一生懸命、まあ紀美野町の７５％は山ですからね、そこのところが振るわなければ基幹産業の農・林がしっかりしなければ、町は基本的には成り立っていかんということは、もう今私たちも嫌っていうほど経験しているかというふうに思います。

なかなか難しい問題だと思います。例えば林業では、間伐材なんていうのは、やっぱりお金にならんのですよね、どないしても。それをどんなに金にするかっていうことについては、なかなか難しい。そんなふうな形で、農業についても、いろいろとやっていかなきゃ、農業をやってた方々が、もう農業を辞めなきゃならんような状況になってきている。そういうふうなことから、やっぱりこの町に来られた林業家を目指す方、農家を目指す方々がやっていけるということについて、もう一度皆さん方の御意見等を聞きながら、その方々もイメージできる、こうやればこの町で食べていけるということをイメージできる、そういうふうなところの話合いというのを十分にやってもらいたいというふうに思います。これはもう要望にしておきます。

次に、マダニですね。

今、課長さんのほうからいろいろと御説明いただきました。

課長さん言われているように、今もう北海道の方でも、マダニの被害が出てるんですよね。しかも、今まではマダニからって言うておったんが、ペットからもこの病気をもらったり、あるいは人から人への感染もっていうことになってきてるようで、ちょっと

深刻になってきてるわけですよね。

しかも、この町で今やっぱり害獣駆除ということで、イノシシもあれば、鹿も捕ったりしてきてくれてるわけですけれども、その処理する、屠殺後処理するときに、ダニが落ちるらしいですね。そのついてる体から、冷たくなってくると落ちると。それが今度は処理をしてる人間にはい上がってくるというふうなことで、起こったりもしているようであります。

何にしても、徹底して、もう少し皆さん方に、こういう大事なことであるということについて徹底しなきゃならんのじゃないですか。

ワクチンが今研究されてきているようですね。長崎大ですか、そっちのほうでｍＲＮＡワクチンなんかを使ったりして、動物実験でもかなり効果も上がってきているということのようですけれども、まだ人間には適用されないと。これはもう事前のワクチンでどうすることができなくなってくると、体につかないようにどうするかということが徹底しなければならんかというふうに思うんです。亡くなってる方もたくさんおられます。ペットについて、そのペットが調子が悪いんで、治療に当たった獣医さんが亡くなったと、そんなことも起こっていると。その辺について、もう少し町として、町民の皆さん方に徹底する必要があるかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（七良浴　光）　　森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦）　　美濃議員の御質問にお答えします。

美濃議員おっしゃられるとおり、一旦ＳＦＴＳになれば、ワクチン等がありませんので、対症療法が主流となります。国内では抗ウイルス薬とかが承認されて、症状の進行が進む場合は医師の判断で使用することもあるようです。

ペットに関しては、ペット用のダニ駆除剤等ありますので、獣医師と相談しながらペットのダニ駆除をしていただきたいと思いますし、ダニに一旦かまれれば、ＳＦＴＳになる確率もあると。発生確率としては、ダニが持ってるＳＦＴＳの保有率っていうのは数％程度とは言われてるんですけども、致死率も結構高い状況でございますので、一旦かまれれば、病院へすぐに行ってもらって処理してもらう、発熱すれば、また病院へ行って対応してもらうということで、その後の経過を十分気をつけながら対応していただきたいと思いますので、そのあたり、これから春になってきますので、町としても広報、それからホームページの充実を図って皆さんに周知徹底していきたいと思います。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　高齢者の方々がそういうことを、割合、何て言うんですか、御理解していただけないと。よく自分とこの周りの草むらに入って、ダニを拾ってきたりというふうなことも起こっているようであります。その辺を徹底していただくということでよろしくお願いしたいと思います。

最後の道の駅についてお聞きいたします。

この間に、１９社の方が町の求めに応じて、町だけじゃなかったですか、県もですね、求めに応じて応募されてきたと、そういうふうな中で、どういうふうな事業者の方々と話されたということになっているんでしょうか。

○議長（七良浴　光）　　髙田企画管財課長。

○企画管財課長（髙田真孝）　　質問にお答えいたします。

どういった内容で意見交換したかっていう御質問だと思いますが、事業参画の可能性であるとか、整備事業の手法であるとか、運営事業の手法、導入の機能とか、スケジュールであるとか、どういった方をお客さんというか、ターゲット層はどういったところのターゲット層を見込んだほうがいいとか、事業の規模であるとか、そういったところの経営者の視点での意見交換をさせていただいたっていうところでございます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　それで、経営者の観点でって言われましたよね。そういうことで、要するに、これを経営するということですから、やっぱり物販っていうことを考えてのことでしょうか。

○議長（七良浴　光）　　髙田企画管財課長。

○企画管財課長（髙田真孝）　　物販だけではなくて、いろんな要素で、いろんなやり方があると思います。そういう民間の方々のいろんな考え方をまず聞きたいというところもあって、こういう場をセッティングさせていただいて、まずは意見を聞きたいというところでさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　それで、具体的に何かそういうふうな、この道の駅を進めるというふうなこととか、話になったわけですか。

○議長（七良浴　光）　　髙田企画管財課長。

○企画管財課長（髙田真孝）　　道の駅を進めるとか、そういう話ではございませんで、事業するなら、こういったやり方がありますよとか、独立採算でできますよ、できる可能性がありますよとか、ちょっと難しいですよとか、そういうお話をさせていただいたところでございます。そういうことでございます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　そういうことで、現在としたら、道の駅の状況についてはどうなっているんでしょうか。

○議長（七良浴　光）　　髙田企画管財課長。

○企画管財課長（髙田真孝）　　まずは、今のところ事業化の可能性について探っているところであります。町としましては、やはりその運営していく持続可能に、赤字を出さずにというか、独立採算でできるのが理想やとやっぱり思っております。そこの事業化、それが可能なのかどうかっていうのはしっかり見極めていきたいというふうに考えておりますので、民間の方々の意見をいただいて、そこのところの情報を集約して最終的な判断をしていくという形になろうかと思っております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　そうすると、道の駅については、まだ方向が決まっていないと。やるか、やらんかの方向は決まっていないと、そういうふうな状況ですか。

○議長（七良浴　光）　　髙田企画管財課長。

○企画管財課長（髙田真孝）　　それについては、そういうことでしっかりそのあたりを見極めていくっていう段階にあるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　そうなってきたら、検討委員会ございますけれども、検討委員会というのは、開くというのはまだまだ先のことになるわけですね。

○議長（七良浴　光）　　髙田企画管財課長。

○企画管財課長（髙田真孝）　　いろいろ情報を集めさせていただいて、事業化の可能性が出てきたときには、やはり検討委員会のほうにそういったフィードバックってい

うのも必要かというふうに考えております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　可能性が出てきたときですか。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　道の駅をやるか、やらんかっていうこと、いろいろ検討委員会をつくって、それはもうコロナがあって、ずっと間が空いてきたっていうことで、もともと検討会をつくるということについては、町とすれば、やっぱり道の駅は必要であろうというふうな考えの下で検討委員会をつくってずっと検討してきていただいているものであります。

一番大事なのは、先ほど課長も言うたように、出来上がった道の駅、そしてそこに物販とか、お店が入ったとしたときに、それがきちんと運営がされていくかっていうのは一番大事なところであると思います。つくったは、後はっていうんではなくって、つくってスタートになりますので、後の運営がしっかりと継続的に安定してやっていけるかどうかっていうのは一番大事なところでありますので、そこの見極めのために先ほどから申してるサウンディング調査とか、いろんな経営の方々から意見を聞きながら、どういう形のものであれば紀美野町の道の駅が安定して運営できていくかなっていうあたりのことを今一生懸命探っている、見極めている段階でありますので、いずれにしても検討委員会というのは、どこかで開催して、今の状況も説明が必要であろうと思っております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　紀美野町、国道３７０号は小畑から長谷宮ですか、まで３５キロあるそうですね、国道だけで。そういうふうに非常に長いところで、実際のところ、トイレがないっていうのはよく耳にします。公衆トイレっていうのは、公衆トイレらしいって言ったら、毛原のだいもんっていう店の前にある国道の改修によってできた、造られたんですね、あったのを壊して。そういうふうなところのことは聞きます。あと、いろいろありますけれども、非常にあるんか、ないんか分からない。それから、だいもんのところも含めて、観光バス、来るかどうか分かりませんけれども、観光バスが来たときにとめて、利用してもらえるかどうかっていうことはなかなか難しい状況にある中

で、多くの皆さん方は、トイレが欲しいっていうのが圧倒的な声かというふうに思います。こういうことは町の何かのところでも聞いたりもしたんですけれども、そういうところだけっていうことについてはどうなんでしょうか。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　もちろん、道の駅っていうことは、要は公衆トイレであるとか、無料の休憩スペースであるとか、道路情報がそこで取得できると、その３点が道の駅に必要な、だからある意味で言えば、その３点さえそろえれば、それが道の駅になるんかも分かりませんけれども、そのために国道３７０号沿いになるか、車が通るところにそういったものを整備するとすれば、じゃあ、それだけで満足になるんかいっていうようなこともあります。せっかくそういった駐車場も含めて造るんであれば、もっともっと有効に活用する、それが必要であるということで、全国各地で道の駅にはいろんなお店も併設して運営されてるということがある。

和歌山県内でも、今三十七つか八つの道の駅がありますが、全てそういう形でいろんなものと併設されておりますけれども、先ほどから申し上げてるように、併設したとしても、それをどんなして運営していくっていうことが一番大事な点でありますので、そこらはしっかり今考えている、調査しながら見極めているところであります。

ですから、議員言われるように、じゃあ休憩所とトイレとだけでっていうことにはならないなと思っております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　何にしても、今、先ほどのお話もありましたけれども、だんだんと財布のひもが固くなっている。またそのこともあってか、出てくる方々が少なくなってきている。そういうような状況の中で、町内におけるそういう店というところをやっておられる方々は苦労されてるわけですね。

また、道の駅自体もだんだんと閉鎖したりもしているというふうに聞きます。そういうふうな点から考えて、やはりもう一度、何て言うんですか、本当に重要な部分だけで事を済ませるということも考えるべきではないかというふうに思いますが、その辺についてもう一度だけお聞きしたいと思います。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　どういうものを目指すかっていったときに、やはり、物販っ

ていうことも考えたときに、地元の方々に利用していただける、活用していただけるものでなければいけないと思いますし、さらにいろんなものをそこで売るんであれば、地元の特産品であるとか、地元で作られた加工品であるとか、紀美野町の特産品がもちろんそこで、そこへ行ったらそういったものを買うことができる、そういったものでなければ全く意味がないと思っておりますので、そこを慎重に、そこを第一に考えた、そうしたお店ができるかどうかっていうことの見極めを今いたしております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　以上で美濃良和議員の質問を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

休　憩

（午前１１時１３分）

―――――――――――――――――――――

再　開

○議長（七良浴　光）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時２７分）

続いて、４番、藤井基彰議員。

（４番　藤井基彰　登壇）

○４番（藤井基彰）　　それでは一般質問させていただきます。

町の人口減少を抑え、活性化に向けた取組についてお伺いします。

町の人口減少は紀美野町だけでなく、近隣市町も同様で、日本全国を見ても、一部の地域を除き、自治体の衰退・存続危機として大きな問題となっています。

そのような中で、紀美野町でも活性化に向け、いろんな取組をされていますが、直接的・間接的なものを含め、現状と今後の取組を何点かお伺いします。

先ほどの質問でもございましたが、少し重複する点もございます。その点は御了承ください。

まず１番目として人口の自然減、社会減についてお伺いします。

この３年間の統計を見ても、自然減では町のいろんな施策、出産費の補助や、小中学校の給食費の無償化、入学お祝金、高校生の支援、１８歳までの医療費無償化など、たくさんの子育て支援がされています。県下でも充実された施策だと考えています。

しかしながら、自然減、出生数は年々減っています。たしか令和７年度でしたら、ち

ょっとその統計、手元にあります。１８人しか生まれていませんね。そういう現状です。

この付近、どうであるのか、町としては現状をどう捉えて、どう対策していくのかをお伺いします。

また、社会減では、仕事の都合や大学進学で町を出た後、都市に就職するなどして転出が増える傾向にあります。

一方、転入の移住・定住施策は、他の自治体も取り組んでいる中、紀美野町としての特色はどうなのかという点もお伺いします。

ちなみに、簡単に転出の数字もお伝えしておきます。令和７年度でしたら、転入が１３８人、それに対して転出が１９７人。

ちょっとすみません、最初に前後しますけども、さっき言った出生が１８人、亡くなった方１６４人、トータルで２０５人が人口減ってるという数字になります。取りあえず参考までに。

それから２番目です。

一般に交流人口と言われる観光などは、令和６年度の数字では、ふれあい公園はピーク時の２０万人を下回り、減少しながら、６年度は年間１３万人、また生石高原では増加傾向にありますが、年間８万人と聞いています。

この来園者、また登山者や、またほかの施設、また先ほど町長も少し言われましたが、今後予定されている施設も含め、町に与える経済的な効果を含めて、活性化にどうつなげる状況かをお伺いします。

３番目です。関係人口、先ほど町長の言葉でもございましたが、関係人口です。

観光と違い、研究や仕事、趣味などで何度も訪れ、何日も滞在し、町と関係を持ち、町の応援や消費、または企業など、持続的な活性化につながるものと捉えています。

今でもそのような方はおられますが、もっともっと増やしていく、増加に向けて町はどう考えているのかという点をお伺いします。

最後に、ちなみに交流人口や関係人口という言葉は資料や文献に出てきますけども、人の流れを明確に区別するのは難しいように思いますので、少し前後したりすることもありますが、御了承ください。

以上、３点お願いします。

（４番　藤井基彰　降壇）

○議長（七良浴　光）　　それでは、藤井基彰議員の質問に対する当局の答弁を求め

ます。

米田まちづくり課長。

（まちづくり課長　米田和弘　登壇）

○まちづくり課長（米田和弘）　　それでは、藤井議員御質問の町の人口減少を抑え、活性化に向けた取組についての１番目、また３番目についてお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、人口減少は紀美野町だけでなく、全国の多くの市町村にとって喫緊の課題であり、それぞれが様々な知恵を出し、多様な施策を展開している状況です。

１番目、減少が続く現状をどう捉え、食い止めようとしているのかについて。

人口の増減には、自然増減と社会増減の二つの側面があり、当町では自然減、社会減が続いています。いずれも住みよい環境、住まい、なりわい、コミュニティ、教育などの定住先として選ばれる環境をバランスよく整える必要があると考えています。

町では、県下でも早くから人口減少対策の一つである移住・定住施策を行っており、きみの定住を支援する会と連携し、多くの方々が町に移住され、地域の担い手や地域づくり活動など、町にとって大きな効果を発揮していただいています。

そのほか、若者が町に戻っていただけるよう、二十歳のおくりもの事業や、奨学金返還支援助成金、また短期滞在施設の運用や空き家リノベーション補助金、空き家活用住宅など、移住・定住に係る様々なハード・ソフト事業により、人口減少対策としての移住・定住事業を進めております。

次に３番目、関係人口に係る要因の発信や継続的な関係の維持や呼び込みについては、関係人口は単なる数の拡大だけではなく、持続可能な関わりをつくることが重要だと考えております。

持続的な関係人口の獲得には、数より質を重視することが本質であり、この質を維持するためにも、地域住民の方々の主体的な活動から生まれる交流や、関係性の構築が最も重要なことと考えております。

町との関わりを持って、農山村でのつながりや、なりわいを学ぶことのできる、きみの地域づくり学校、当町の魅力である自然を最大限に生かした中田の棚田の再生活動、各まちづくり団体による地域活性化、関係人口づくりの事業なども、町やそれぞれの取組の発信、継続的な関わりの拡大、質の向上につながっていくものと考えております。

今後も、自然、文化、人の温かさなど、町独自の魅力を生かし、発信し、町民の皆様と町を応援する方々との相乗効果を十分に発揮させ、町の実情に沿った関係人口の確保

につなげ、人口減少対策の一つにしていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

（まちづくり課長　米田和弘　降壇）

○議長（七良浴　光）　　吉見産業課長。

（産業課長　吉見將人　登壇）

○産業課長（吉見將人）　　それでは、私からは藤井議員の町の人口減少を抑え、活性化に向けた取組についての二つ目のふれあい公園や生石高原をはじめ、その他の施設に来ていただく人の効果の部分についての御質問にお答えさせていただきます。

町には、ふれあい公園や生石高原、天文台、雨山水辺公園、中田の棚田など誘客力のある人気スポットがたくさんございます。

そして、大阪から９０分程度という立地から、町内では民泊や飲食、体験などの新規創業者が増加し、ネットニュースや新聞に取り上げられ、ベーカリーやカフェ、スイーツを求めて訪れる観光客が増加してございます。

このことから、他の市町からの問合せだけでなく、経済産業省からも注目され、当町の取組について、先般、泉佐野市で事例発表をしてきたところでございます。

さて、御質問のふれあい公園でございますが、公園施設の老朽化やパークゴルフ利用者の減少、近隣市町にリニューアルされた公園が増えたことなどにより、来園者は約１３万人まで減少し、コロナ禍以降も猛暑などにより１５万人の水準まで回復してございません。

来園者の減少による周辺地域への影響でございますが、飲食店の方に聞いたところ、お客が減っているということをお聞きしてございます。

次に、生石高原でございますが、テレビ放送や新聞掲載、大型映画のロケ地に選ばれ、令和元年度に約５万人であった観光客は、令和２年度以降、８万人台を推移してございます。

周辺地域への影響でございますが、生石高原からベーカリーやジェラート店に観光客が流れていることを確認してございます。

そのほかの天文台や雨山水辺公園などの誘客スポットがあり、民間のゴルフ場、キャンプ場、飲食店、かじか荘などを含む宿泊施設など、これらの施設と連携した誘客力は高く、経済効果は大きいものと考えてございます。

町としましては、今後も商工会や観光協会と連携し、観光客を誘客し、活性化に取り

組んでまいりたいと考えてございます。

以上、簡単ではございますが答弁とさせていただきます。

（産業課長　吉見将人　降壇）

○議長（七良浴　光）　　以上で、１回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して、質問、答弁をしてください。

４番、藤井基彰議員。

○４番（藤井基彰）　　まず一つ目の人口減少の確認も含めてお伺いします。

人口減少は、特に地方の紀美野町のところでは顕著に表れてると思います。町民はじめ移住・定住者の方が住みよい環境をつくる、これはもう当然でございます。中でも、若い方が住んでもらいやすいような、そういう要素がたくさん含まれるような施策をお願いしたいと思うんですけども、ちょっと具体的な数字ですけども、転出が令和７年が１９７人、６年が２０６人、５年が１７１人、転出が結構多いままなんです。残念ながら、転入が去年は令和７年の１３８人、６年が１５２人、おととしが１６５人、転入が減る割には転出が高止まり、３年間だけの統計だけ見るのは、何ともですが、何か具体的な理由があると思われますか。

○議長（七良浴　光）　　米田まちづくり課長。

○まちづくり課長（米田和弘）　　それでは、藤井議員の御質問にお答えいたします。

転出、先ほど議員おっしゃった転出については、町にとっては慢性的に多い状態が続いてございます。その要因については、ちょっと把握はしておらないんですけれども、就職であったり、仕事、それから住まい、子育てや学校、結婚、高齢化等による医療や施設入所、介護、またちょうどマイナンバーカードの更新時期になっておりますので、そういった個々の事情が原因であるんかなと思っております。

以上でございます。

○議長（七良浴　光）　　４番、藤井基彰議員。

○４番（藤井基彰）　　現実問題として、この減少、出生人数が少ないこと、転出が多いこと、これはある程度厳しいながらも、現状として受け入れざるを得ないかと思います。

それを含めて、何が必要かと言われますと、先ほど前任者の方の質問もございましたけども、活性化に向けて、まず先ほど質問した交流人口、観光として見ると、すみません、２番目についてです。交流人口について、観光として見ると、ふれあい公園はもう

すぐ、このそばの柴目釜滝線が開通します。

アクセス方法も増えて来園者の増加が見込まれると思います。しかしながら、先ほど課長も言われたように、開園から二十数年たって遊具の老朽化、飲食や物品販売も撤退して、残念ながら老朽化が激しい。全体の再構築が急務と考えますが、どうでしょう。

○議長（七良浴　光）　　吉見産業課長。

○産業課長（吉見將人）　　それでは藤井議員の再質問にお答えさせていただきます。

ふれあい公園は、遊具をはじめ、施設の老朽化が実際に進んでございまして、新たな施設を導入してこなかったことや、近隣の公園は大型遊具や新しい人気遊具を整備してきたことから、ふれあい公園自体の誘客力は低下しているものと考えてございます。

公園のリニューアルは必要ということで考え、無料で専門家相談を行ったところ、遊具は改修するだけではなく、未来につなげる公園のコンセプト、安定的に管理運営するための運営形態、ローコスト管理できるような施設とするなど、総合的に考え、定期的に新しい要素を入れていく必要があるとのことでございました。

現在、町では人気のある公園遊具や目指すべき目標とコンセプト、一番の問題の財源の確保、それから指定管理やＰＦＩなどを活用した運営形態について資料を集めているところでございます。

早期に着手しなければならないことは十分認識してございますが、未来に向け、こどもたちが体験し、喜び、何かを学べる公園、そしてインクルーシブの考えを取り入れ、誰もが利用できるような公園になればと考えてございますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　４番、藤井基彰議員。

○４番（藤井基彰）　　今の御答弁、私がいろんなことをお願いしたいなというお願いにほぼほぼ近いなと思うんです。結局、同じようなお考えだと思います。

まず、何とかリニューアルして、他の町が造ってるような遊具、もしくは集客力の大きい施設、これはもう当然お考えは同じだと思います。と同時に、財源が課題というのもよく分かります。それでも、答弁されたみたいに民間の力、ＰＦＩなどを利用しながら、いろんなことを念頭に置いて、何とか早く再構築、リニューアルをお願いしたいと思います。これは、ふれあい公園というのは、１３万人、２０万人が来るというだけでなく、そこから町の飲食店や、ほかの施設へも行ってもらう、その大きな役割を持って

いると思います。そんな点も含めて、ぜひ早くお願いしたいと思います。もう答弁は同じ思いなんで、大丈夫です。

すみません、次、同じく交流人口ですけども、生石高原のお話もしていただきました。

生石高原も、先ほど町長も少し答弁されましたけれども、県道が近い将来改修されます。そうすると、車での観光客も当然増えるのが予想されます。

現在８万人程度ということですけど、いっときに集中するという問題もありますけれども、受入れ体制や町への経済的な効果、活性化に向けての効果、どう捉えていますか。

○議長（七良浴　光）　　吉見産業課長。

○産業課長（吉見將人）　　それでは藤井議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃいますとおり、生石高原には年間８万人の来山者が来られます。ただ、そのうち黄金のススキということで、見に来られるのが１０月の中旬から１１月の中旬の約１か月間で、しかも休日の夕方、それから１月の１日の初日の出に観光客がすごく集中します。それ以外の時期については、大きな渋滞や駐車場が不足するということは実は少ないということで認識してございます。

しかも、生石高原は１人当たりの滞在時間が非常に長く、混雑時は駐車場から車が動かず、以前、議会からも御指摘があったとおり、駐車場係を配置させていただいたんですが、車が動かないため、全く効果がなかったということがございました。

駐車場を実は増やしましても、限られた日のためだけに、ふだんは利用されず放置する駐車場が非常に長い期間置く形になりますので、何億円もかけても非常に難しいというふうに、効果が低いものと考えてございます。

町では、この対策としまして、休日の夕方に集中しないように、平日や早朝に分散して来ていただけるよう、麓の道路の看板を置いたり、ホームページ、それから旅行会社への回答、電話の問合せの際には、そういうふうに紹介はしてございます。

今後、増加する観光客が想定されるんですが、バスが増加することも考えられますし、休日にまた渋滞が起こってしまうということも十分考えられます。そういうことで、今後周知は徹底するとともに、和歌山県や有田川町にも相談しながら、まずは駐車場対策について相談できればなと考えてございます。

そういったことから、今後におきましても、ふれあい公園や生石高原の施設は、町の誘客の中心的な施設でございます。施設の状況、財政状況を見極めながら、町の経済活性化に寄与できるように取り組んでまいりたいと考えてございますので、御理解いただ

きますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（七良浴　光）　　４番、藤井基彰議員。

○４番（藤井基彰）　　先ほど言ったように、生石高原までの県道が改修される。これはもう近い将来できると思います。先ほど言われたように、中田の棚田も結構皆さん来られると思います。今度改修されましたら生石高原に登る道中に棚田があるということで、多分、棚田を見に来て登る、また帰りに棚田へ寄ると。いずれにしても近いところにございますから、来園者、観光者が減ることはないと現状では考えます。

せっかくのいろんな町の拠点が、観光スポットがある中で、生石山等々は残念ながらなかなか消費という点では小さいかなと。棚田もそうですけども。そんな点も含めて、何とか来てくれるっていうことは、先ほど、前回の議員がおっしゃられましたけれども、減ってるっていうのが大変ですけど、来てくれるのを、それに対しての対応できない。これはすごい町としては残念なお話です。できれば、そういう生石高原と一つのパッケージで何とか観光的なものができればと思います。今これをすぐに言ったからといって、お返事も難しいかと思います。何とか、工事が改修され、県道が通れる頃には同じような形で新しい何か施設ができればと思います。返答は結構です。

すみません、それから次に、交流人口と関係人口、この区分は先ほども難しいというお話をしましたけれども、活性化の拠点の一つとして、先ほど少しお話ありました道の駅構想があります。道の駅構想は、道の駅検討委員会が設置され、議会からもお二人が参加されています。意見を集約して、答申が出され、町は答申を参考に検討されていると思います。議員には昨年秋、産業建設常任委員会で経過報告がされましたが、具体的な内容には至っていないと認識しています。

先ほど少し担当課、また町長からもお話しいただきましたけども、町民も情報のないまま、どうなっているのか何度か聞かれることもあります。

先ほど同様、質問がありましたように、皆さん不安というのは当然のことで、私個人としましては、町民であっても、そうでなくても、いろんな方がハブ機能を持って、ふだんから利用できる道の駅、そういうものがあればよいというのがポジティブに考えています。

先ほどのお話で、多くの事業者が興味を持っているとのことですので、しっかり検討してほしいと思います。

そこで、一つお願いがあります。検討委員会でも、開くっていうお話も、ある程度話が進めば開くというお話もありましたけども、町民としては本当にどうなってるか分からないと、同じ不安があると思います。するの、しないの、もうやめたのとか、いやいや、どこどこに何ができるの、これはもう意見ばらばらで、いっこも根拠のない話が飛び交います。そういうのを避けるため、不安や疑念を避けるために、節目節目、もしくは定期ごとに状況をやっぱり町民に報告するっていうのは必要じゃないかと思います。その点も含めて道の駅に関して、もう一度お話よろしくお願いします。

○議長（七良浴　光）　　髙田企画管財課長。

○企画管財課長（髙田真孝）　　藤井議員の御質問にお答えさせていただきます。

今現在、先ほどの一般質問にもありましたが、サウンディングっていうのを実施させていただいて、事業者さんからいろんな御意見を賜りながら事業の可能性について研究しているところでございます。

これがなかなか、やってはおるんですが、今後こういったこの進捗について住民の方々に示していけないかというふうな御質問だと思いますが、今のちょっと私の想像で言ってしまうんですけども、出すにしても、今検討中ですっていう形でしかなかなか出せないのかなというのは一つございますので、住民の方々には、もうやります、やりませんとかっていうのは、もちろん議会のほうでも諮っていただく必要もありますし、そうした上で、それを経て住民の方々に明らかにしていくものではないかなというふうに考えておりますので、例えば、ホームページへ載せるにしても、やっぱり庁内でのしっかりした意思決定があって出していくべきかなっていうふうには思っておりますので、ちょっとやり方としては、今のところは想定できないので何とも言えないんですけども、しっかり考えないといけないなというふうに思っております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　４番、藤井基彰議員。

○４番（藤井基彰）　　課長おっしゃるのはもっともだと思います。中途半端なほうが、かえって混乱しますから、それはよく分かります。でも、どこかの節目節目では、何らかの情報を得られないと、やはり町民は、あの話はもう半年、１年たって、どうなってんの、もう潰れたの、やってんのって、そういうやっぱり疑念が上がると思うんです。そういうのはぜひ払拭するために、前向きに今考えているとか、いやいや、いろんな厳しい点があるとか、何らかの形での報告は当然していただきたいと思います。

続いてです。次に３番目の関係人口についてお伺いします。

課長答弁されたように、数の拡大、これは観光のほうで、消費などでたくさん、皆さんお金を使ってくれるとか、利用してくれる、これに期待するものです。

関係人口は、きみの地域づくり学校では、たしか去年３回されたのかな。もう一点、中田の棚田再生は６年目にかかってると思います。それらがいろんな活動としてボリュームアップ、幅広く関係人口が増えてるって、そういう実感はございますか。

○議長（七良浴　光）　　米田まちづくり課長。

○まちづくり課長（米田和弘）　　それでは、藤井議員の御質問にお答えいたします。

関係人口について増えているかっていうことなんですけども、関係人口につきましては、なかなか可視化っていうのが難しい状態ではありますが、きみの地域づくり学校、令和５年から始まりまして、令和７年度、間もなく修了式を迎えますけども、３年間で受講者が１６４人いらっしゃいます。その中に東京から移住されて起業された方、また新規就農された方、それから町内在住者で起業された方などがいらっしゃいますので、関係人口は増えているのかなとは思っております。

また、棚田につきましては、田植イベントであったり、稲刈りイベントなど、交流活動で延べ大体１，６９０人、令和６年度で棚田サポーターズさんという方につきましては、主に棚田の再生活動に取り組んでいただいてる方なんですけども、８６人いらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（七良浴　光）　　４番、藤井基彰議員。

○４番（藤井基彰）　　その関係人口の増加ですけれども、今言われた、きみの地域づくり学校、また中田の棚田再生、そういうものを通じて紀美野に興味を持ってくれて、結局、都市に住んでいる方が紀美野に来ようかとか、そういう考えになってくれる方が多くなればよいと思います。

国でも地方創生ということで、国家プロジェクトとして強く進められています。その一つに、もう御存じのように、二地域居住の促進も進められています。今お話ししましたように、そういう町のイベント等を通じて、町から紀美野町に来てくれる。また、最近の仕事の生活スタイルが変わって、仕事の拠点や兼業拠点を紀美野に移すとか、または趣味の店を起業するとか、たまたま親類が紀美野にいてるんで、別荘代わりに長期に滞在するとか、また、一つは災害時の第二の生活拠点にという目的で来られるような方

もいると思います。

いずれにしましても、そういう方々が、紀美野に来たいなと、そういう積極的な思いを抱いていただけるような、そういう町として、きっちりとした施策、目に見えるような施策で、紀美野へ行こうと、そういうような感じになるような、そういう取組っていうのはございませんか。

○議長（七良浴　光）　　米田まちづくり課長。

○まちづくり課長（米田和弘）　　藤井議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、国の地方創生施策におきましても、二地域居住促進っていうのは挙げられておりまして、強く進められております。

当町の都市部に近いっていう地理条件からも、移住者、関係人口の拡大、また災害時の避難拠点などにも寄与する制度であると考えてございます。

移住・定住施策においても、二地域居住もその一つでありまして、従来の移住・定住の施策、進めております移住・定住の施策と合わせて、定住につなげるためのステップの一つであると二地域居住は考えております。

人口減少という地域課題、人口減少を穏やかにする取組の一つとして、移住・定住につなげていくことが目的であろうかと思います。

そういった形で従来の移住施策と、今後二地域居住の関係人口からの定住・定着に向けてしっかりと準備を行っているところでございます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　４番、藤井基彰議員。

○４番（藤井基彰）　　たしか、紀美野町の観光人口は４０万人程度と聞いています。先ほどお話ししましたように、ふれあい公園で１３万人、生石高原で８万人、約半分ほどが占めてるという状況です。その大きなメインのところが、残念ながら今は受入れ体制、もしくは魅力が少し落ちてるとか、そういう状況です。

そんな中、一方、関係人口という点では、国が強く地方創生と言っている中で、二地域居住、こういうのを強く進めている、補助金も結構出ているようなお話も聞きます。我々議員でも、産業建設常任委員会の研修として、島根県の二つの町を研修に行きました。それぞれ個性的に頑張っているように判断しました。何とか紀美野町においても、そういう方々が増えるように積極的な取組を、人口減少は、自然減は仕方ないとしましても、社会増っていうのは、いろんな面で増えるような努力というのは必要かと思いま

す。

全体通して、町長、強い思いがもしございましたら、よろしくお願いします。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　いろいろ、御質問、御意見もいただいております。まちづくり課長からもお答えもさせていただいておりますが、関係人口というのは、町に関わってくれてる方、そういった人口を関係人口と言います。関わっていらっしゃる方、かなりいらっしゃると思いますし、その方々が最終的には紀美野へ移住してくれる、移住して定住してくれるっていうのは、本当に一番の願いでありますし、関係人口を増やしていく施策、いろんな施策っていうのがありますが、それは町の事業だけでなく、各地域で開催している町おこし事業なんかも、その一つであるということで、我々としても、そういった各地域の活動もしっかり応援していきたい、そういうところでありますし、中田の棚田も本当にそのとおりであります。

今、議員が言われた二地域居住の関係も、これも今進めようとして、やっているところでありますし、これも紀美野町に即した二地域居住、特定居住計画を作っていきたいなというふうに考えております。

議員の皆さんが先進で視察されたところの話もしっかりと聞いておりますし、もちろん、そこのやり方はやり方であるし、紀美野町とすれば、紀美野町のやり方で進めていくのが一番いいんだろうなと思って、今それを進めかけてるところであります。

二地域居住ということでありますので、それは二地域居住が、それが関係人口になって、最終的には紀美野を気に入って、紀美野へ移住したい、ここでもうずっと住んでいたいなっていうふうに思ってもらえるようなっていうのが一番大事なところでありますので、これを本当にもうしっかりと進めていく、このことが、人口社会増の一つにも、多分寄与するもんだと思っておりますので、これは今年、新たな取組としてしっかりとやっていきたい、このように思ってます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　以上で藤井基彰議員の質問を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

休　憩

（午後　０時０７分）

再　開

○議長（七良浴　光）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時３０分）

続いて、２番、中原和也議員。

（２番　中原和也　登壇）

○２番（中原和也）　　それでは、議長のお許しを得て質問させていただきます。

事務事業評価及びこれまでの一般質問において、検討する、調査研究すると答弁された事項のその後の結果と、政策判断の在り方についてお伺いいたします。

本町においては、これまでの一般質問の中で、事業の在り方や政策提案に対し、検討していく、調査研究していくといった答弁が繰り返されてきました。しかしながら、それらの答弁がどのような事務事業評価や検討過程を経て、どのような結果につながってたのかについては、議会や町民に十分示されているとは言い難い状況にあると感じています。

そこで、本定例会では、本町における事務事業評価の考え方や仕組みを確認するとともに、これまでの一般質問において検討する、調査研究すると答弁された事項について、その後どのような対応や結果が生じているのかを現時点での検討状況及び判断の考え方をお伺いします。

本質問は、個別事業の是非を問うものではなく、本町の行政運営において提案や課題がどのような評価を得て、どのような基準で判断されているのか、そのプロセスを明らかにすることを目的とするものです。

以上、よろしくお願いいたします。

（２番　中原和也　降壇）

○議長（七良浴　光）　　それでは、中原和也議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

曲里総務課長。

（総務課長　曲里充司　登壇）

○総務課長（曲里充司）　　中原議員の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、当町における事務事業評価の考え方や仕組みについて御説明します。

事務事業評価とは、シートを用いて、個々の事業の目的、実施状況、成果、コストを客観的に分析評価し、ＰＤＣＡサイクルに基づき、新規事業の提案、既存事業の改善や

見直しを実施し、予算配分の適正化につなげるものである。あわせて、住民満足度の高い行政サービスの提供、職員の意識改革を目的としております。

さて、提案や課題がどのような評価を経て、どのような基準で判断されたかについてですが、各事業の評価については、長期総合計画や紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて、目標達成するための数値を設定し、各種事業を検証してまいりました。

次に、審査基準についてですが、新規事業は初期投資費用、人件費やランニングコスト、費用対効果、効率性を検証するために、計画段階で複数案を比較し、事業効果や他の事業への影響を分析、住民満足度に寄与できるよう、採択の可否を厳しくチェックしています。

このような過程を踏まえるため、事業課、財政係、町三役を交えて協議及び検証を実施した後に、予算に反映しております。

今後も、事業の必要性や妥当性を見極めるために、主要な取組について、長期総合計画などに基づいた成果指標の設定、評価検証を実施するとともに、新規事業については、総合的・多角的な視点を持って事業化につなげてまいりたいと思います。

御質問の趣旨は、検討する、調査研究すると答弁した事項が、その後どのような検討過程を経て、どのような判断に至っているのか。その行政内部のプロセスを明らかにすることにあると受け止めております。

もっとも、本町は小規模自治体であり、人的・財政的制約の中で、実務的な手法により評価を行っているのが実情であります。

一般質問で提起された事項については、所管課において、制度面や財政面、他事業との整合性などを整理し、実施の可否を検討しておりますが、法制度上の制約、財政負担の問題、優先順位の観点などから、直ちに具体化に至らない場合もございます。

今後も財政の持続可能性と町全体の優先度を踏まえながら、慎重かつ段階的に判断してまいります。

以上、中原議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

（総務課長　曲里充司　降壇）

○議長（七良浴　光）　　以上で、１回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して、質問、答弁をしてください。

２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　それでは、まず最初に二元代表制について私の考えを述べさせていただきます。

地方自治法において、日本の地方自治体は二元代表制を採用しています。首長と議会議員がそれぞれ住民の直接選挙によって選ばれ、互いに独立した民主的正当性を持ちます。この制度の核心は、相互牽制・均衡（チェック・アンド・バランス）っていうことですね、にあります。議会は議長の執行権を監視し、批判し、首長は議会の議決を尊重する義務を負います。一般質問は、その監視機能の最前線です。議員が町政の課題を問い、執行部が答弁することは、単なる情報交換ではありません。それは、住民から選ばれた議員が住民のために執行部に改善を求めるという民主主義の実践だと私は思っております。

では、再質問に入らせていただきます。

一般質問において、執行部が検討してまいります、調査研究してまいりますと答弁した場合、これは議会に対してどのような意味を持つと思われるか。単に感想、意思表明にすぎないのでしょうか。それとも、その後に何らかの形で結果を議会に報告する義務を伴うものだと認識されていますか。明確にお答えください。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　中原議員から御質問をいただきました。執行部と議会、執行する側と意思を決定する機関という二元制で今ずっとされてますね。

議会、一般質問でいろいろ提言とかいただきます。そのときに、なかなか即答はできない部分もたくさんあります。いただいた提言とか、提起していただいた案件については、やはり持ち帰って、しっかりと検討して、本当にこれを執行できるかどうかとかって、先ほどから言うてる財政的な問題であるとか、町民にとってこれがいいかどうかとかっていうことも含めて、しっかりと検討をさせていただく時間というのは必要であろうかと考えております。

その検討の結果、全て１００％ではないかも分かりませんけれども、それを実際に予算化して執行してきてる部分もたくさんあるということで、いただいた提言については、我々はそのときに検討しますという、これは少し、本当に時間くださいねっていうことにもなるかも分かりませんけれども、その時間を経て、内部でしっかりと検討して、予算化して実施しているということでございますので、それをやりますとか、やりませんとかっていうことじゃなくて、それはもう既に予算化して、それに予算に反映してるっ

ていうことがそれの答えであるかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　その議員からの質問を検討しますという言葉を答弁していただいた場合に、その後の結果を報告する義務は伴うものだと認識されていますか。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　その結果をどういう形でお答えするかっていうことに対する、特に認識は持っておりませんが、いただいたものに対する、それは答えていくという使命っていうのはあるんだろうなと思っております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　ということは、この一般質問の答弁で、検討しますっていうことは、何の意味もないというふうに理解します。そういう、無意味だということであれば、それこそが議会軽視ではないかというふうに私は感じております。

執行部が過去の一般質問で検討します、研究してまいりますと答弁した事項について、その後の進捗状況を組織として管理・追跡する体制はありますか。

例えば、答弁した事項を台帳等で記録し、担当課が進捗を確認し、一定期間後に議会へ報告するという仕組みが制度としてありますか。あり・なしで、まずお答えください。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　あるか、ないかと言われれば、ないとお答えいたします。

○議長（七良浴　光）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　ないということであれば、住民への誓約を誰も監視していないということです。それはシステムの問題であり、組織としての説明責任の欠如です。

令和５年６月の私の一般質問以来、有機農業の研究、学校給食のオーガニック化の研究、用水路維持対策の検討、補助金制度見直しの検討、遊休施設利活用の検討など、複数の検討・研究答弁がありました。しかし、その後、これらの検討・研究の結果が議会の場で正式に報告されたことは一度もありません。私はこれを議会の監視機能を実質的に無効化する行為、すなわち議会軽視と受け止めております。

町長は、この認識を共有しますか。それとも、報告しないことは問題ないとお考えですか。どちらかでお答えください。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　今までにもいただいてきて、検討します、研究しますって、そういった答弁もたくさんありましたし、今おっしゃられた中にも、そうですね、有機食材の導入っていう件も大きな提案と受け止めて、それについても、それはその後もお答えして、実際に取り組んでいこうとしてるところでありますし、それは教育委員会のほうでもお答えさせていただいて、取り組んでおりますけども、なかなか実施に至らなかった理由も含めてお答えもしてきておりますので、議員から言われているように、いただいたことに対しては、それはきちっと我々も受け止めて、協議もして、それぞれの課における課題については、それぞれの課でもしっかり検討はしているところであります。

ですから、議員言われるように、全く何もっていうことではありませんので、それと先ほど言った、制度ができてるかと言われたときには、役場の中にはそういう制度・仕組みができてないということでありますので、仕組みができてないからといって、それをほったらかしてるとかっていうことでは全くありませんので、そこらは理解していただきたいなと思いますね。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　検討した結果、報告をしないという事実は客観的に議会の監視機能を無力化しています。

以上を踏まえ、今後、執行部が一般質問において検討します、研究してまいりますと答弁した場合、その進捗、結果を議会に対して、いつまでにどのような形で報告するのか、具体的な仕組みをつくる意思はありますか。制度の整備、担当課による進捗管理、定期的な議会への報告など、実効性のある改善策を示してください。今ここで検討しますっていう答えはやめてください。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　ただいまいただいた件については、検討するというお答えはしませんけども、しっかりと考えます、１回。考えてみて、だからどういう形のお答えができるかっていうことをしっかりと、１回考えてみる。これはもちろん、私も含めて、町で１回しっかりと考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　では、考えるっていうことは、検討するっていうことと一緒だと思うので、それはいつまでにやっていただくか。例えば、次回の定例会までに具体的な仕組みを示すとかいう時期を答えていただきたいです。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　具体的に次の定例会っていうことは、ちょっと控えさせていただきますが、これはしっかりと本当にね、考えて、できるだけ早い段階でお答えを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　今日は、それでは済ませません。いつか言ってください。例えば、８年度中とか、僕も次の議会までっていうのは短過ぎると思うので、例えば８年度中にそういうのをつくるということを聞きたいです。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　失礼しました。なかなか、できるだけ早くっていうことで、いつか分からんっていう、そういう疑問もおっしゃられた、そのとおりかと思います。

何て言うか、考えると言いました。それはどうしていくかも含めて、いろんなことも参考にしながら考えていきたいということであります。

具体的には、今年度中って、できたら今年中にお答えを出すように、１回考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　では、よろしくお願いします。

私は令和５年に初当選して以来、今日まで約３年間、この議会で一般質問を続けてきました。その間、執行部から返ってきた答弁の中で、検討します、研究します、研究してまいりますという言葉、数えていただいたことはありますか。私が数えた限りでは、軽く１０回を超えます。そして、今日もまた、それらの件について聞くことになります。なぜ繰り返されるのか、今日の質問を通じてその答えを探していきたいと思っております。

令和６年１２月の議会で、町長は学校給食の有機米１００％化について、しっかりと

取り組んでいきましょうと答弁されました。あれから丸一年以上たちました。昨年１２月の答弁では、まだまだ疑問とおっしゃいました。

１年前に取り組むと言ったのに、１年後には疑問が残る。この１年間で何が変わりましたか。生産者との交渉、試験的な部分導入、予算計上の検討、何か一つでも前に進んだ具体的な事実をお示しください。

○議長（七良浴　光）　　東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三）　　中原議員の御質問にお答えしたいと思います。

学校給食への有機食材の導入については、令和６年１２月に御質問もいただいて、それ以前にも御質問いただいてると思います。その中で、紀美野有機推進協議会っていうのも立ち上げられましたし、その中での議論も含めて、導入に向けて取り組んでいきますという答弁をさせていただきました。

その中で、令和７年度前半、前期分の学校給食の食材の見積りを取る、その中の条件として有機米の取組をしてみました。しかしながら、登録業者からのお答えは、納入できないという、それはお米の米不足も絡んできますし、予算との関係もございます。

そのような取組もやってまいりました。そういうことで、私たちも一般質問をいただいて、御提案いただいたことについては真摯に取り組んで、研究・検討しながら、取組も始めていました。

教育委員会では、有機米、栄養教諭をはじめまして、あと学校、それから給食調理員と連携をしながら、児童・生徒の健やかな成長に寄与するように、安全でおいしい給食の提供をするということが使命だと考えています。ですので、今後も常に、今までもそうですが、有機食材の導入のみならず、栄養価も含めて、安心・安全なおいしい給食の提供に今後も努めていきたいと、そのように考えています。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　皆さんに、この学校給食オーガニック化の資料をお渡ししてると思います。またこれを見ていただきたいんですけども、農林水産省の令和７年１０月の更新のデータです。全国では、令和５年度末時点で、２７８の市区町村、全市区町村の１６％が学校給食の有機食材化を実施しています。毎年４０％以上のペースで増え続けています。人口３万６，０００人のいすみ市では、有機米１００％を既に実現しています。財政規模の問題ではなく、意思決定の問題だと思っております。

町長、この全国の動きを御存じでしたか。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　お答えいたします。資料頂きましたが、それまでは全国の動きっていうのは認識はしておりませんでした。

○議長（七良浴　光）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　町長は子育て県下一を目指すと言いながら、子育てに直結する給食の有機化、全国の動向を把握していなかった。これが２年間の実態です。有機農業推進法第１０条は、地方公共団体に対して、学校給食への有機食材利用について努力義務を課しています。これは法的な根拠です。２年間努力義務を果たすための具体的な行動が取られなかった。その責任は誰にありますか。そして、令和８年度の予算で、この問題に向き合う意思はありますか。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　これまでに取り組んでいくっていうことをお答えしながら、なかなか実現できなかった。それはなぜか。それはもう町長の責任であると思っておりますし、令和８年度以降についてはということであります。

我々は令和６年に検討すると言うて、その後だから取り組んでいきますって言うてる限り、それはそのとおりであります。決して、もうやめたとは全然言ってませんし、それは取り組んでいくしで、努めているところでありますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　それでは、次の質問に移ります。

昨年６月の議会で私は公設型フリースクール、公共の施設を使い、運営は民営のＮＰＯや団体に委ねる形を提案いたしました。

町長は資料も頂いておりますので、一から研究したいということで、そういうお時間をいただきたいと答弁をされました。その研究の現時点での状況を教えてください。

町として、遊休施設の教育的活用について、どのような方針を持っていますか。空き校舎の活用方針を教育政策の文脈で教えてください。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　フリースクールの提案もいただいたというのをしっかりと認

識しております。フリースクールをつくっていくっていうことは、なかなか難しいっていうことも、もちろん認識している。しかしながら、何もしないということでは全くございません。当初の、最初の挨拶でも申し上げましたが、今年度遊休公共施設を活用して、まず教育支援センターを設置していくと。そこがこどもたちの居場所になる、そうしたことになる、そのための教育支援センターを今年度で設置していくということで、そういうことをしっかりと考えておりますので、この点の、教育支援センターの細かい内容については、これはまた教育委員会からお答えいたしますが、令和８年度の新規事業としては、この教育センターの設置ということを強く考えております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　先ほど聞いたのは、教育施設の教育的活用についてどのような方針を持っていますかということなんですけども、その方針はあるのか、ないのか、それは明文化されているのかどうかお聞きします。

○議長（七良浴　光）　　しばらく休憩します。

休　憩

（午後　１時５５分）

―――――――――――――――――――――

再　開

○議長（七良浴　光）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時０１分）

中野教育長。

○教育長（中野卓哉）　　中原議員の今の御質問にお答えします。

教育委員会として学校ないし、そうですね、特に学校ですね、学校が休校あるいは廃校した場合は、それはもう学校の機能としては終わりますので、その後の計画については、今は方針というのはないということになります。

○議長（七良浴　光）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　町長は、休校になった学校はやっぱり学校としての教育の場にしたいとおっしゃってるわけですから、たとえその学校がなくなって、休校になったとしても、もしそれを新たな教育の場として使うのであれば、教育政策として、その方針をしっかり教育委員会として明文化するのが、私は役目だと思っております。

去年、私が公設型フリースクールについてもそうです。公設型フリースクールの研究を進める中で、町として不登校のこどもたちの受皿をどう整備していくのか。方針は定まっているのか。研究の結論が出たとき、そのそれを議会にどのように報告する、共有するっていうのはお考えですか。

○議長（七良浴　光）　　中野教育長。

○教育長（中野卓哉）　　中原議員から以前に、去年の９月ですかね、いただいた御質問の中で私自身が、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、教育支援センターを設置すると、そういうことで不登校のこどもたちの支援をしていくという、そういうことを表明させていただいたんですけど、その後、教育支援センターを設置している市町村を見学に行ったり、情報収集をした中で、具体的なところっていうのは、ある程度決定していきましたので、今の予算に組み込ませていただいています。

それと、フリースクールの設置ということでしたけども、不登校のこどもとか、それから特別な支援が必要なこどものためのフリースクールというのは中原議員からも頂いた資料の中でね、全国的には公設民営のあるっていうのは存じています。

その教育方法っていうのは、民間の方々が委託されてやってるっていうところがほとんどやと思います。その教育方法あるいは目的については独自の考え方とかを持って、こどもを中心に据えた運営というのはやっていると。その中で、こどもたちがしっかり活動しているという事実も私も分かっています。

今回、そういうことも考えた上で、今度のつくる教育支援センターについては、スケジュールの中でこどもたちが主体的にいろいろ考えられる、こどもたちが主体になった活動を主としてやっていくっていうことも１個の大きな教育方針の中に、指導方針の中に入れたりもしていきたいなということは考えているところです。

ちょっと答えになったかどうか分かりませんが、以上です。

○議長（七良浴　光）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　まだ研究中ということですかね。

○議長（七良浴　光）　　中野教育長。

○教育長（中野卓哉）　　それは教育支援センターの中身について今研究中ということです。もちろん、まだ始まっておりませんので、いろんなアイデアは今持った上で、こういう方向で行こうよということは、ある程度決めた上で、今議会のほうに予算要求もさせていただいているので、でも具体的なところというのは、こどもを見て、こども

の状況に合わせたような形で進めていきたいと、そういうふうに思っています。

○議長（七良浴　光）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　いつまでに、それは方針は決まる予定になってますか。また、それ決まった場合、決まる前でもいいです、それは議会に報告するつもり、共有するつもりはありますか。

○議長（七良浴　光）　　しばらく休憩します。

休　憩

（午後　２時０５分）

再　開

○議長（七良浴　光）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時０７分）

東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三）　　私のほうから、今現在、まだ人も決まっておりませんし、支援員も決まっていないので、大きな方針と、それと施設の概要について説明をさせていただきます。

まず、この教育支援センターについては、先ほども教育長申し上げましたとおり、学校に行きづらい子であるとか、そういったこどもの児童・生徒の居場所であると。それから、希望があれば、学習機会を提供できるということ。それから、児童・生徒本人、それからその保護者等からの相談を受けられる、そういう機能を持った施設として、そういう機関として教育支援センターを開設したいと考えてます。

まだ細かなところは決まってません。ですが、まず今考えておるところは、元の吉見児童館の１階を使って、１階の２部屋、主に２部屋を使って、一つはプレイルーム、もう一つは、学習場所、そして事務所という形で、事務所というのは保護者とかの相談ができる、そういったスペース、そういった形でこどもの、児童・生徒、こどもの希望に応じた遊びであるとか、また希望に応じては学習であるとか、そういったことに対応できる施設を目指してます。

今、これは考えておる中で、予算にも出てくるんですが、開設する日は今のところ、３日間、週に３日を考えています。それは週に１日、子育て推進課のほうでも取り組まれておるスマイルとの関係もございます。その中で、３日間の予定で、現在は、そこか

ら始動をしていこうと考えています。

そして、人員につきましては、県からの訪問指導員の派遣を今申請しています。さらにセンターでの支援員として１名、もしくは２名、常に１名は必ずいてる、そういった形で今は考えています。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　では、次の質問に移ります。

町長は、令和７年第３回定例会でこのようにおっしゃいました。移住・定住のためにそれをするんじゃなくて、それをしっかりやることが移住・定住につながっている。

一方で、同じ定例会で、教育委員会は、移住・定住につなげることは考えていない、移住・定住にどうつながるか分かりかねますと答弁しています。

町長の答弁と教育委員会の答弁で、移住・定住に向けた取組の認識にそごがあります。そごがあるように見えます。この点について、どのような評価、確認のプロセスが庁内で行われていますか。そして町長がしっかりやってきたとおっしゃる２年半の間に、移住・定住政策の成果はどのように評価・検証されてきましたか。数値目標はあり、達成状況は確認されていますか、お聞きします。

○議長（七良浴　光）　　しばらく休憩します。

休　憩

（午後　２時１１分）

再　開

○議長（七良浴　光）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時１３分）

小川町長。

○町長（小川裕康）　　お答えいたします。今議員おっしゃってくれた令和７年の９月議会における答弁の中で、これは有機農業のオーガニックの関係のことでありますね。もちろん、私は申してるのは、学校給食っていうのは大変大事なものである、その認識は皆さん一緒であると。オーガニックを導入するっていうのは、だからそれは町が進めている子育て政策の一つにももちろんつながっていくものでありますし、そういうことが移住・定住につながっていくという、つなげていくっていうよりも、つながっていく、

そういうことにつながっていくんだろうなっていうようなお答えをしたと思います。

もちろん、教育委員会も基本的な考え方は一緒であると。教育委員会は特に児童・生徒の給食ですから、大事な給食についての思いはしっかり持ってくれてます。そこの違いはあるとおっしゃいますけど、基本的には違いはないと思ってます。それは同じようにこどもたちが食べる給食をっていうことの、言葉のあやかも分かりませんけども、全く違いがあるわけではありません。目標としてるところは同じであります。その上で、私はそれが移住・定住へつながっていく、そういった効果も出てくるだろうというふうに、そんな思いで答えたっていうことですので、違いがあるわけではありませんので、御理解ください。

○議長（七良浴　光）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　町長言われてるとおりだと思うんですけども、今日びね、インターネットで議事録を読める時代です。移住先の紀美野町がどういう議会で、どういう話をしてるかっていう人がいてるかも分からない。そんなときに町長と教育委員長の話が、話が違うやないかということではね、移住・定住にマイナスになってくると思うんで、ここは私は前から直接話させてもらってるとおり、教育長と町長はしっかりタッグを組んで、子育ての政策っていうんですかね、教育に関しても取り組んでいっていただけたらなという思いで質問させていただきました。

次の質問に行きます。

令和５年第３回定例会で私は移住・定住の強化をこの町の最重要課題と申し上げました。それから２年半がたちます。私は昨日、まちづくり課に事前確認に行きました。

令和５年以降の移住者数は何人ですか。子育て世代の割合は何％ですか。この２件を聞きに行きました。返ってきた答えは知らん、分からん。町長、これが移住・定住政策を所管する課の現状です。このことをどのようにお考えになりますか。

○議長（七良浴　光）　　しばらく休憩します。

休　憩

（午後　２時１６分）

再　開

○議長（七良浴　光）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時１６分）

小川町長。

○町長（小川裕康）　　今議員からおっしゃられて、知らんっていうふうにおっしゃいましたけども。

○２番（中原和也）　　知らんて言われたんです。

○町長（小川裕康）　　そこのやり取りは私はちょっと分かりませんけども、移住・定住担当してるまちづくり課は本当にもう一生懸命取り組んでくれています。その結果っていうのは数字にも出てるということは間違いないところであります。

ただ、今、知らんっていうのは、ちょっとそこのあたりのやり取りが分かりませんので、それはちょっと休憩の段階で確認をいたします。

一生懸命取り組んでくれてるってことは、これは間違いがありませんので、それだけ私から申し上げます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　一生懸命取り組んでいれば、取り組んでいるからこそ聞いたんですね、私も。知ってますから。まちづくり課の職員が日々どんなことをしてるかっていうのはよく知ってます。だからこそ、今日の一般質問の前に、こういうことを聞くから事前に確認しに行ったわけですけども、それを知らん、分からんと、そういう投げやりな態度がね、今の執行部の現状やと私は思っています。だから今日はこの質問になってるんですけども。移住者数は政策の成果を測る最も基本的な指標です。その数字を担当課が即答できないということは、移住・定住政策に数値目標がなく、達成状況の検証もされていないということです。

誰が、いつ、何をもって移住・定住政策の成否を判断しているのですか、お聞きします。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　まず、数値目標はしっかりとあります。それは長計にも、もちろんそうでありますし、まち・ひと・しごとにも、どっちにもちゃんとした数値目標は立てておりますし、それはしっかりと毎年検証もやっております。どれだけそれが達成されたかっていうことも検証もそれは実際やってますので、具体的な数値の目標数値は今ちょっとごめんなさい、私も覚えてませんけども、それはしっかりやってるところです。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　町長は子育て県下一を推進してますよね。上げてます。しかし、担当課が移住者数を把握していない。ビジョンとは数字で現状を把握し、目標を設定し、手段を選ぶことで、初めて言葉になります。数字のないビジョンは標語です。今、この場で、令和５年以降の年別移住者数と、そのうち子育て世代の割合をお答えいただけますか。

○議長（七良浴　光）　　米田まちづくり課長。

○まちづくり課長（米田和弘）　　中原議員の御質問にお答えいたします。

令和５年では、１０世帯２３人。令和６年、８世帯１２人というような状態になっておって、令和７年度についてはちょっと今手元に数字は持ち合わせておりません。

その全体的な数字っていうのは、先ほど移住者数で１１４世帯２１５人。それが平成１８年からの数字になっております。その中で、こどもさんを連れて町に来られた方っていうのが２６世帯。こどもさんが、その把握している数字では４３人というような数字になっております。

よろしくお願いします。

○議長（七良浴　光）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　今、担当課長から報告がありましたが、これを町長が即答できないということが、今の足りないところだと私は思っています。そういう報告、町長が何を目指しているか、担当課が把握していない。県下一を目指しているのに、子育て県下一を目指しているのに、子育て世帯が何人移住してきたかという、そういうとても大事なところを把握していない。私が聞いたときに即答できない。それが答えですよね、もうね。駄目なところの部分だと私は思っております。

いろいろ私はこの質問を考えて、質問を通じて一つの構造が見えてきました。有機給食の約束が実行されない。フリースクールの研究が議会に報告されない。移住・定住に教育政策がつながってこない。これらは個別の担当課の問題ではありません。紀美野町には事務事業評価制度があります。１０年以上継続したと聞いています。

では聞きます。この制度で過去５年間に廃止した、または大幅縮小された事業は何件ありますか。主な事業名を二、三件お示しください。

○議長（七良浴　光）　　曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司）　　中原議員の御質問にお答えをさせていただきます。

現在から遡っていきますと、一番直近であれば、上神野公園広場の廃止というのが決められております。それよりも前に戻っていきますと、出張所の廃止、小川、志賀野の出張所の廃止、これは平成２７年にはなりますが、そんな形です。

○議長（七良浴　光）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　今２件出てきました。では逆に、廃止・縮小を検討したが、見送られた事業は何件ありましたか。つまり、評価の結果として続けると判断した根拠が示された事業は何件ありますか。廃止できた件数よりも続ける判断の根拠が透明化されているかどうかが本質です。

○議長（七良浴　光）　　曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司）　　すみません、ちょっと手元の資料ではもともと何を求めて提案されてるのかっていうのがちょっと整理できてない資料になりますので、あくまで最終結果が事業拡大であったり、現状維持であったり、見直し、縮小、廃止というのが、ちょっと今の資料では確認できるところにはなりますので、議員おっしゃられるようなものっていうのは、ちょっと今の段階では確認はできません。

○議長（七良浴　光）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　１０年の間に２件っていうのは、制度の機能不全を表していると私は思っております。

それ自体がですね、制度の形骸化の証拠だと私は思っております。

この事務事業評価なんですけど、私欠陥があると思っているんですけども、その前に１点、事務事業評価では見えにくい問題を確認します。

役場に提出する各種申請書類のうち、本来は住民の方が記入・提出するべきところを、職員が代わりに行っているケースがあると聞いています。こうした実態は存在しますか。

もし存在するなら、その事業は事務事業評価の対象になっていますか。本来、住民がすべき作業を職員が肩代わりしているコストは、評価制度の中で可視化されていますか。

○議長（七良浴　光）　　曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司）　　事務事業評価の中では、直接それに触れるような部分はございませんが、ちょっと実態のほうはちょっと把握はし切れてないというのが現状でございます。

ですが、逆にＤＸを活用して住民さんの負担を減らすというような取組には、現在や

っている部分もございます。

○議長（七良浴　光）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　そういうことが分からない、知らないというのであれば、現場実態を把握していないことが露呈されていると思います。だから、事務事業評価だけではないと。職員がやってる仕事はそれだけじゃないということを表しているわけですよ。それが言いたいわけです。事務事業評価だけで事業を進める、職員の仕事を進めるというのは、大変私はおかしいなと思っている部分があります。

この事務事業評価制度の七つの構造的欠陥、七つあると私は考えております。

第１に、提案者が評価者であるという問題。各課が自分の事業を自分で評価する閉じたサイクルでは、廃止・縮小の提案は心理的に生まれにくい。

第２に、トップビジョン不在。町長がどの事業に優先して資源を集中するかを示さなければ、各課は現状維持を選び続ける。

第３に、ボトムアップ機能の欠如。現場の職員が、この業務をやめるべきだと声を上げる場がない。

第４に、廃止実績の不透明性。今すぐ即答できなかった、１０年間で２件しかなかったっていうのが、この問題を語っていると思っています。

第５に、外部評価機能の不在。議会も住民も専門家も入っていない、行政が自分で自分を評価している。

第６の欠陥として、固定資産台帳と連動欠如。この第６の欠陥が今日の特に重要な部分です。

令和６年６月の議会で私が指摘したとき、企画管財課長は今年度、去年の令和７年度ですね、７年度中に整備完了予定と答弁していただきました。しかし、それは果たされず、現在も固定資産台帳は未完成のままです。固定資産台帳なしでは、各施設、各事業のライフサイクルコストが見えません。

取得原価、減価償却、維持管理費、更新費用、これらを把握せずに事業の効率を評価することはできません。コスト実態が不明なまま行われる評価は合理的な意思決定の基盤を欠いています。

固定資産台帳が完成したとき、それを事務事業評価に完全連動させる仕組みを同時に構築することをここで明確に求めます。台帳だけ作って評価と切り離したままでは、また同じことの繰り返しです。令和７年度中の完成を約束して果たせなかった台帳整備、

現在の見通しをお答えください。

○議長（七良浴　光）　　髙田企画管財課長。

○企画管財課長（髙田真孝）　　御質問にお答えさせていただきます。

固定資産台帳の整備については令和８年度中という形でお話し申し上げて、町長もその旨申し上げておりますので、先ほど、令和７年度中というお話は出たんですけども、そこは令和８年度中ということで答弁しておりますので、令和８年度中に完成に向けて今着々とやっているところでございます。

それから、その固定資産台帳が整備された後の、それを活用してっていう話ですけども、もちろんそこは一つの材料として活用できるというふうに思っておりますが、それが全て決定事項につながるというふうには考えておりませんので、あくまで参考資料として活用していくことは使える材料として、ツールとして使っていくことはいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　８年度中でもいいです。現在の見通しをお答えください。いつ出来上がるか。

○議長（七良浴　光）　　髙田企画管財課長。

○企画管財課長（髙田真孝）　　先ほども申し上げましたが、８年度中に公表に向けて進めているところでございます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　頑張ってよろしくお願いします。

第７の欠陥ですけども、第７に制度の透明性の欠如と改善停止、令和７年１２月の本会議で確認されたとおり、この事務事業評価制度は１０年以上前から運用されています。しかし、廃止・休止した事業について具体名を問いただしても即座に即答はできず、１０年以上運用してきた制度の成果を議場で即座に示せないその実態が制度の形骸化を証明しています。

令和６年第３回定例会で私は申し上げました。議員が幸せでなければ、町民は幸せになれないと。現場の職員が本音で業務を見直しを提案できる、課長を通さず直接提案できる職員参加型のワークショップを令和８年度に試験的に設けることを求めます。やる

のか、やらないのかをお答えください。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　失礼しました。令和７年の１２月にいただいた質問ですね。

職員参加型の業務見直し関与っていうことで、これは令和８年中に施行することを、やることを今考えるということで８年中には１回やってみたいなと思います。やります。

○議長（七良浴　光）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　よろしくお願いします。

では、二つ目の資料、全国で加速する教育移住・子育て移住、この資料をまた見ていただきたいんですけども、この資料を御覧ください。

全国では移住相談件数が５年連続で過去最高を更新しています。そして内閣府の調査では、移住検討者の４３．７％が子育て環境を移住先の選択の重要条件に挙げています。伊那市など教育と移住を明確に結びつけた評価施策の仕組みを持つ自治体は、実際に移住者数で成果を出しています。この全国の流れの中に、今、紀美野町もあります。ビジョンを言葉にし、評価の仕組みを整えれば、紀美野町の強みは必ず結果に結びつきます。

今日の一般質問を振り返ると、全てが一つの問いに収束します。紀美野町は何のために、何を大切にして、どこへ向かっているのか。有機給食が２年実行されない理由は、農家の問題でも、予算の問題でも、まず第一にその優先順位が明確でないからです。フリースクールの研究結果が報告されない理由は、教育政策の方向性が言語化されていないからです。移住・定住が加速しない理由は、この町で暮らすと、こういう未来があるという言葉が、町長の口から出ていないからです。

令和９年度の予算編成は、この夏か秋ぐらいから始まりますよね。その予算に魂を込めるには、今年度中にビジョンが言葉として存在しなければなりません。

三つのことをお願いします。

一つ目、令和８年度中に町長自身の言葉で、紀美野町のビジョンと重点施策の優先順位を文書として示すこと。

二つ目、それを全職員に伝える全体説明会を令和８年度中に開くこと。

三つ目、それを町民に伝える場、広報紙でも、タウンミーティングでも令和８年度中に設けること。

以上３点について、令和９年度予算編成前に実施することをお約束いただけますか。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　大変ありがたいですね、ありがとうございます。いろいろ町のこと、町の未来のことをしっかり考えていただいているような提言をいただいてるということは、大変私どもとしてはありがたいなと思っております。

今、３点いただきましたけれども、これは先ほど言いましたけど、しっかり考えていきたいと思います。ですから、この町の未来をっていうことで今長期総合計画には、令和８年度中に策定するということで今進めております。もちろん、その中にいろんな柱もありますので、今おっしゃられたこともしっかりと考えてやっていきたいなと。

具体的に、ですからタウンミーティングするとか、せんとかっていうこともひっくるめていろいろ考えていきたいなと思っております。

ただ、大事なのは、思いは、だからこういう職員に対してはしっかり伝えていくのは当然のことでありますので、そこらはしっかりと取り組んでいく、当然のことでありますね。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　検討するという、違う言葉で勉強していくというふうにおっしゃっていただきましたが、幾度となく、この検討しますという近い言葉が使われてきました。そして今、ビジョンを示すかという問いにも、同じような答えが返ってきました。

ビジョンを持っているかどうかを検討するということになるんですけども、その言葉自体が今日の質問の答えです。

次の議会で必ず確認します。そのことを申し上げて、私の一般質問を締めくくり、終わりたいと思います。

○議長（七良浴　光）　　以上で中原和也議員の質問を終了いたします。

続いて、６番、埴谷高夫議員。

（６番　埴谷高夫　登壇）

○６番（埴谷高夫）　　質問を始めます。別紙の明細をお渡ししましたので、簡略に。

１点目は管理者不在についてお尋ねします。２点目も同じ人なので、太田エコファームさんなので、同じ内容なんですが、２人とも今不在。私はもう確実に不在だと認識してます。

担当課長さんに聞きますと、変更届が出てないので出ていませんと、業者からもそう

いう話を聞いてますと言って、おっしゃってますけれども、報告、届出っていうのは、事実と違う場合、事実が全てない場合はどうなるんでしょう。その辺をお伺いしたいと思います。

それから、ちょっと先に資料の説明をいたします。

１は太田さんの管理責任を表題にした文書です。２枚目は動木で説明会が行われましたので、その中身を示す議事録です。

特に、２－３にありますように、１００ボルトで使えるような電源を使いますと、つけますと、またその上にはフェンスで囲みますというはっきり示されています。

３点目の写真はフェンスがどこにあるのですかという写真です。ここは施設まで相当距離がありますから、里道から相当距離がありますから、つけられないということはあり得ないのでその点を確認いたしたいと思います。

４点目は、やはり１００ボルトの電源をつけられますという説明資料の一部です。

太田さんが営農者としてやりますと、ここにも書かれてます。

５ページ目はこれはパワコンの写真です。このパワコンに、どこに自立運転機能がつけられているのかというのを教えてもらいたいと思います。

６点目は、これ関西電力送配電株式会社の資料ですけれども、いつもありがとうございますの下に、１８年の１１月２９日に受付したホープフルマリンの書類ということになってます。

そして、これも問題ですけれども、動木の４６８、本当は４６８の１なんですね。４６８という番地はありません。登記で確かめました。

なぜこういう書類が出てきて、それが認められているのか。１８年１１月２９日っていいますと、ＩＤ取得が１９年の３月２７日ですから、それに遡ること数か月前にもう系統連係がなされているということを示しますよね。これはどうしてでしょうか。

それからその次の７－１も同じです。南さんですけれども、パワコンがあり、給電コンセントもありと経産省への届出はなされています。

ページめくってみますと、やはり接続契約日が、契約日ですよ、これは。１８年の１２月１８日となっています。

これもＩＤ取得前ですから、なぜＩＤ、この南さんについては、ＩＤ取得前に、台湾の方ですからね、ＩＤ取得したのは。南さん全く関係ないわけです。こういうことになっているのか御説明を願います。そういうことを調査したかどうかっていうのをね、教

えてほしいと思います。すみません、今のは資料の説明です。

それで、本題に戻ります。

管理者と営農者が今おりません。営農者についても私、サカキやってる現場見ましたけれども、太田さんは一切来ていません。太田さんがやったのではないというのは、もう現認してますので、そういう言い逃れはなさらないでください。

それから、フェンスですけれども、今言ったようにフェンスをつける、囲うというのは、これは東浦課長さん、その当時ね、住民課長さんが伊都さんの質問に対して、フェンスで囲うということを言明してますから、これも住民課長さん、はっきりしておいてください。フェンスがなかったらあかんのです。これは農業委員会にも関係しますけれども、営農に支障がある場合は、フェンスはつけなくてよろしいということになっておりますけれども、営農と関係のないところもあるわけですから、まして今度、教育委員会でカエルがね、文化財に指定されまして、それを守っていくということで今立て看板立てられて、私、大変ありがたいんですけれども、これを児童・生徒の方が、カエルを見に行くなんていうことも起こり得るかもしれません。それは分かりませんけれどもね。そういった場合に、安全確保という意味からもフェンスがなかったらあかんのです。業者がフェンスで囲うって言ってるんですから、フェンスで囲ってほしいのと、もう一つ、教育的な観点からフェンスが必要だと、そういうことです。

それから、パワコンはこれはもう何度も言ってますけれども、パワコンを確認しないっていうのは、町の不作為ですよね。町はこれは業者は説明会で何度も言明しているし、こういった資料も出している。また、町への申請書でも、これはつけますという資料を出してるわけですから、それがなかったら、それは虚偽の説明会をしたということになりますよね。虚偽の説明会をして、そしてそれでよいのかっていうのが、今問われているわけです。私はこのパワコンがついてないということに関しては、何度もそちらに資料を示しました。型番も示して、ファーウェイのこの機種はパワコンに自立運転機能はついてないんだっていうことを伝えましたし、そういうことを、証拠を添えて言ったんですけれども、それがいまだに確認されてない。それはどういうことなんでしょうか、再度お答え願いたいと思います。

それから、系統連係についてですけれども、今言ったように、その系統連係に非常に矛盾があるということでお答えを願いたいと思います。

以上です。

（６番　埴谷高夫　降壇）

○議長（七良浴　光）　　それでは埴谷高夫議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

（住民課長　森谷克美　登壇）

○住民課長（森谷克美）　　それでは私からは埴谷議員の一番目の質問、管理者の不在についてと３番目の質問、フェンスが現在設置されていないことについてお答えさせていただきます。

樫河池下流域の太陽光発電設備については、現在のところ異常等についての連絡はございません。管理及び確認等につきましては、事業者または事業者が依頼している管理者が実施しているものと考えております。また、現場を見る限り、管理されている状況であると考えます。

もし、管理不良等による異常などを見受けられた場合は、経済産業省が委託している近畿再エネ発電設備情報提供窓口へ御連絡いただければと考えます。

町としましても明らかな異常を発見した場合は、事業者へ通知してまいります。

また、３番のフェンス設置につきましては当時、住民説明会で事業者と住民の間でそういうお話があり、その履行を確約するため協定書を締結したということを当時お伺いしております。

しかしながら、残念ながら現在のところ、その協定につきましては破棄されているということをお聞きしておりますので、事業者がどこまで履行されるかっていうところは、ちょっと今のところ町では把握しておりません。

以上、簡単ではございますが、１番目と３番目に対する答弁とさせていただきます。

（住民課長　森谷克美　降壇）

○議長（七良浴　光）　　吉見農業委員会事務局長。

（農業委員会事務局長　吉見將人　登壇）

○農業委員会事務局長（吉見將人）　　それでは、私からは樫池下流域の７事業地、６事業者の太陽光発電設備についての二つ目から五つ目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、二つ目の営農者の不在についてでございますが、農業委員会への申請はされていませんので、農地所有者や営農者の変更はございません。

それで、事業者に確認したところ、苗木は営農者の所有物で営農者の指示により、事業者が植付け、草刈りを行っていると確認してございます。

次に、営農者の方に確認したところ、植付けや方法について、事業者に指示したことを確認してございます。しかし、説明は差し控えさせていただきますが、これまでの様々なことに苦慮され、現在、代理人を立てている状況であり、詳しい話はできないということでございます。

農業委員会としましては、営農者に変更がありませんが、営農者の指示で、事業者が作業しているものと認識してございます。また、農地の管理状況につきましても、荒れておらず、問題ないものと判断してございます。

次に、三つ目のフェンスの設置についてでございます。

農地周辺にフェンスがないということは確認してございます。営農型太陽光発電Ｑ＆Ａには、議員がおっしゃいますようにフェンスを設置することで営農に支障がある場合は、省略することができるとされています。

ただ、農業委員会は、フェンスが営農に支障を来すと考えられる場合は、撤去や設置場所の変更を指摘するなど行いますが、フェンス自体を設置するよう指示する権限はございませんので、御理解いただきたいと思います。

続きまして、四つ目のパワーコンディショナーの一時転用許可についてでございますが、一時転用が必要となるのは、耕作に必要な農地の一部の土等の性質が植付け不能なコンクリートや鉄の電柱など、地面と接する部分の性質が変わり、農作物を植え付けることができない場合に必要であり、かつ簡単に撤去できるものでなければなりません。

提出いただいた資料５は、既に一時転用許可している引込柱や架台に設置してございますので、改めて一時転用の必要はございません。ただ、別に電柱を立てて設置している場合は、一時転用の許可が必要となりますので、御理解ください。

次に、五つ目の系統接続でございます。これは農業委員会が太陽光発電の一時転用の審査において、国の通知で示されている事業者と電気事業者の系統連係の見込みについて、どのように確認しているのかという御質問であるかと思います。

まず、ホープフルマリン社の事業所は、前の事業者が平成３０年１１月２９日に系統連係の申請を行ったものと思われます。

そして、事業者の変更による電力会社への系統連係の手続でございますが、これは前任の事業者からホープへの変更のことでございます。発電出力に変更がない場合は、名

義変更扱いとなり、過去に取得した系統連係接続契約は失効しないとのことでございます。

農業委員会の審査において、系統連係の見込みの確認についてでございますが、国において決められた書類の添付義務は示されてございませんが、ＦＩＴの認定がされていることで確認できるものと認識してございます。

これは５０キロワット未満の太陽光発電設備は、改正ＦＩＴ法が施行されてからは、ＦＩＴ申請時に電力会社の接続同意書類等の添付義務が明文化されております。しかし、改正以前におきましても、ＦＩＴ申請の後、系統連係の書類の提出が義務づけられてございました。

このことは、資源エネルギー庁のホームページにも記載されていますが、国に電話により問合せ、電力会社の接続同意の書類が提出されなければ、ＦＩＴの認定をしないことを確認してございます。

次に、ほかの５事業所の系統連係関係文書の確認につきましても同様に、それぞれの発電設備設置場所で、全事業者がＦＩＴ認定を受けており、電力会社との系統連係の契約は失効されていないことから、系統連係の見込みがあるものと認識してございます。

なお、資料６でございますが、以前の議会で、議員から御質問を受け、参考資料として提出を求めたものでございます。しかし、和歌山県にも相談し、あくまでもＦＩＴの認定書類により系統連係の見込みについて確認しているものとしてございます。

また、実際に事業者が稼働し、売電されてございますので、御理解いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

番地につきましては申し訳ございません。確認してございませんでしたので、再度確認させていただきますが、ホープフルマリンのマイポータルのホームページ等におきましては、同様の番地になってるかどうか再度確認をさせていただきます。今現在、ちょっとお答えすることができません。申し訳ございません。

（農業委員会事務局長　吉見將人　降壇）

○議長（七良浴　光）　　東浦教育次長。

（教育次長　東浦功三　登壇）

○教育次長（東浦功三）　　私からは、埴谷議員の三つ目の質問後段のニホンアカガエルの指定地を見学する場合の安全確保についての御質問にお答えします。

先日、町指定天然記念物ニホンアカガエルの説明、それからニホンアカガエルが生息する環境への配慮と保護についての協力を呼びかける看板を設置いたしました。看板には二次元コードも掲載し、紀美野町役場ホームページ上のニホンアカガエルについての詳しい説明にもリンクするようにしています。

２月に入り、教育委員会としましても、土地所有者の方と連携し、現地調査をするなど、ニホンアカガエルの産卵状況についても情報共有に努めています。

また、土地の所有者の方は、草を刈るなどの環境保護にも取り組んでくれています。

現場は、土地所有者の方がフェンスを土地の南側、主に南側ですが、フェンスを設置してくれており、見学する場合は、フェンスの出入口の解錠を依頼し、観察させていただくことになっています。

見学の際は、児童・生徒に対し、指定している土地以外に立ち入らぬよう指導するとともに、現場はもともと田んぼでもあり、ぬかるみや背の高い草などが生い茂っているため、見学の時期によっては安全には十分配慮することが必要だと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

（教育次長　東浦功三　降壇）

○議長（七良浴　光）　　以上で、１回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して、質問、答弁をしてください。

６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　管理者不在って言ってんのに、管理者はいますって、おかしな答弁ですよね。なぜそういうことになるんですか。私は太田さんは管理していないと。月２回、この１ページの資料にありますように、月２回は見回りますよということに、ここに書いてますよね、維持管理。

しかし、私、あそこで月２回、太田さん、会ったこともありませんし、近所の方に聞いても、太田さんはあそこで見たことがないというふうにおっしゃってるんですが、それはどういうことになるんでしょうか。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

民間事業所の営みですので、我々も逐一その状況を観察しているわけではございませんので、実際、どなたが来られてるかっていうのは、ちょっときっちり把握はしてないんですけども、現場状況を見る限りは、ほかの発電施設よりもきれいに管理されており

ますので、管理されているものとして認識しております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　管理されてるかどうかを聞いているのではない。管理しているのは誰かって聞いてる。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げたんですけれども、民間事業所の営みでありますので、逐一、どなたが来てるかということは私のほうでは把握しておりません。

事業者でありますとか、事業者が委託している管理者ですとか、今ですと施工業者の方も見えられて、確認をしていただいてるということでお伺いはしております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　私はね、一貫して管理は太田さんがしてるのでないってことを言い続けてますよね。そしたら、あなたはやっぱり確認する必要があるんじゃないですか。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

条例のほうでも、第６条としまして、責務としては、事業者の責務として現地の適正な管理、維持管理をするよう定めております。まずは、やはり事業者が責任を持って管理していただくこと。そのために必要であれば、管理者を定めていただいて管理していただく、または先ほどからちょっとお話しいただいてるのは施工業者の方が見えられてるということで、施工されてまだ１年もたってないような施設になりますので、当然、施工業者がメンテナンスに来ていただいているのであれば、それが適正管理されているものとして認識しております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　あなたここに書いてあらしな。太田ファームさんが月に一、二度、目視点検をして、電気系統は年間に一度点検と、こう書いてあらしな。一、二度、目視点検してんのかどうか。それと太田さんが月に一、二度点検してるのかどうかだけ

をお答えください。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

同じ答弁になってしまうのですけれども、あくまで、事業者が定めた管理者、管理者の方がまた事業者に実施依頼をされているのであれば、現場に来られるのは事業者の方になることも十分考えられると思います。

町の施設に関しましても、管理者は町長となっている施設がほとんどですが、我々担当職員だったり、委託先の事業者であったり、また指定管理者が現場を管理することも十分ありますので、民間事業所でもそういうことは往々にしてあるものと考えております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　事実を報告するのは届出ですよね。しかし、届出したのが事実をつくるんじゃないですよ。私は明らかに太田さんは来たこともないし、あそこで管理してるわけじゃないって言ってるんやから、あなたの義務はそれを確かめることでしょうが。違うんですか。太田さんは月に一、二度来てますかって言ったら、来てますって言ったら、それでいいんですよ。しかし、ここに示されているように管理してないってなったら、誰が管理してると、私聞いてるの違うしな。太田さんがあそこで届出してる管理者なんよ。太田さんが管理する義務があるんよ、そうでしょう。

だけれども、太田さんが管理してなかったら、ほかの人が管理してますよって言ったら、それ話違うでしょうが。変更届になるでしょうが、違うんですか。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　見たか、見てないかとか、そういう議論だけで変更っていうのはなかなか話としてはお受けできないと考えております。事業者に確認したところ、管理者の変更はございませんか、今のところ変更はございませんということでお話も伺っております。

実際、現場のところは適正に管理されてますので、町としては管理されてない状況にはないと考えております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　あんたはね、中立を保たなあかんのやで。業者の肩持つだけじゃないよ。私も町民の一人、町民の一人がこういう疑義があるって言ってる。近所の人も太田さん見たことないって言ってる。そういう事実をあなたが聞いて、確認する義務があるって言ってんのよ。誰が管理してますかって、管理者は太田さんですよって、何遍も同じことを言わすなよ。

太田さんやから、太田さんでなかったらあかんのよ。それをほかの人が管理してたら、それは変更届義務やんか。泥棒があんた、例え悪いか、泥棒しといて、自首してきて、自首せんかったら、泥棒の事実ないかって、違わして。事実を見なさいよ。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

申請の中で管理者は申請者と異なる場合は、管理者もお書きくださいということで記載はしていただいてます。しかしながら、条例に関しまして、責務としまして維持管理を定めているのは、あくまで事業者でございます。

事業者がその責務を負わないことには、やはり事業を実施していただくのは困難、問題があると考えておりますので、その事業者について確認はさせていただきましたところ、管理者の変更はない。現場を適正に管理されてるっていうことでしたので、町としては今のところは、それ以上申し上げることはないというお話でございます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　そしたら、管理者が変更がないと。太田さんは引き続きずっとやってると、そういうことで私、もうそれでいいんですね。あなたもそれでいいんですね。太田さんですよ。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

町のほうで確認しているのは、今のところ、あくまで事業者はそれぞれの事業者がございまして、太田エコファームさんに管理を委託していると、そういう話でお伺いしております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　そんなこと聞いてん違うしな。今やってるのは太田さんです

か。それでいいんですかって聞いてんのよ。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　はい、そのように認識しております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　絶対認めないということですよね。それで、太田さんでなかったら、あなたは責任を取るんですね。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　私の責任といいますか、事業者のほうが太田さんに管理を委託しているものです。太田さんがどなたを指示して現場に来ていただいているかっていうのは、ちょっと民間事業者同士のお話ですので、こちらでは存じ上げておりませんというところを冒頭で申し上げさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　もうこれは仕方ないので、私は太田さんはやってないと、何度も申し上げてますので、その点、国のほうへもお話をして持っていきたいと思います。

次に、営農者ですけれども、営農も同じ、太田さんはもう説明会が終わって間もなく、住民とのトラブル、また業者とのトラブル、それで撤退してるんですよね。だから一切ここに関わってないです。あなたが言うように、苗は取りに来たかもしれません。しかし、営農の指示なんかしてない。例えば、指示したとしても、営農を誰がするかっていうのは、非常に大きな問題です。

誰が営農を指示して、指示された者が、まあＡさんとしましょう、私は分かってますけどね、誰がやったか。Ａさんとしましょう。Ａさんが指示されたとしても、その人が営農者でなかったら、これは問題なわけですよね。はい、どうぞ。

○議長（七良浴　光）　　吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人）　　それでは、埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

実際に、農地の所有であり、営農者はこの方のままでございます。実際に、この方は昨年であったり、今年、ごめんなさい、昨年年度末、昨年の末ですかね、令和７年の２月頃だったと思うんですけども、その頃にはサカキを植えるというお話も聞いてござい

ます。

ただ、いろいろと代理人を立てなければならない状態になってきたのは、その後で出てきたことかと思うんですけども、ただ、いろんな話をさせていただく中で、ちょっとかなり心苦しいといいますか、非常にしんどい状況の中で、聞くことがちょっとできないという形になってます。

実際に営農者、営農の元は、この営農者の方と、その営農の会社のほうかと思うんですが、実際に農業におきましても、その農地を誰かがその分作ってくれよとかっていうこともよくあることでございますので、そういったことで営農者の方は別の方に頼んでるような状況であるかと思います。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　それは課長さん、駄目ですよ、事務局か。

申請のときに、どういう申請、３条、５条で出されているかというと、営農に対してね、サカキを栽培するについて、この人は知見を持って、そうして、そういう指導の下にやっていると、ほかでもサカキを栽培してますよと、そういうことでもって、太田さん、認定農業法人の代表である太田さんが、この営農をやるということで届出をなさってるわけですね。

太田さんが別の人に頼む、その人は認定農業者でも、農業法人かどうか知りませんけれども、そういうことって絶対ないですよね。だったら、ここで営農をやってるのは誰かってなったら、これは問われるわけです。それはもう根底的に、この太陽光は駄目ですよと、撤去まで行くんですよ。そういう問題を含んでいる。そういうのをはっきり分かった上で答弁してください。

○議長（七良浴　光）　　吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見将人）　　営農についてでございますが、実際に代理で違う人が営農することもございます。それはほかの農地でも結構あることなんですが、その中で手続の話になるかと思います。

この方に、営農者の方にお話を聞かせていただいたんですが、なかなかちょっと町内で農作業するのはちょっと心苦しいというお話はちょっとされておったんですが、それでも、実際の３条申請であったり、その農地の取得、それから耕作する計画っていうのはこの方でございます。

この方につきましては、今後また別の人が作るような形になるんであればということで、相談も受けておるところなんですが、今現在、そういった話を進めているところでございますので御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　さっき、苗取りに来たと、確かにそういうことだそうです。太田さんところへ苗取りに来たと。その方はね、しかし、私知ってますけれども、営農とは全く関係ない人がやってるわけでしょう。それは、この営農型の太陽光発電には合致しないですよ。そういうのを今も漫然と続けて見ている。見ている言ったら失礼ですけれども、そういう努力をなさっているんでしょうけれども、今は現実に営農をなさってないということになってるんですからね。それは、これは根底から崩れるんですよ。さっきの管理者の不在も一緒です。管理者あんなこと言ってますけれども、管理者もない。同じ人物なんですからね。同じ人物はそういうトラブルがあって来てないっていうのははっきりしてるんですから。これはね、はっきりしないと。それは早く別の人を見つけるんだったら、別の人を見つけるのも結構ですけれども、早くしないと、これはね、私、お上に願い出たら、それは駄目ですと、絶対になります。そういう事案です。はい、どうぞ。

○議長（七良浴　光）　　吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人）　　埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、営農の状況は、実質、その当人の方、営農者の方が直接手は入れていない状態ではございます。ただ、営農が、遊休農地であった営農地が、そのまま遊休農地のまま、翌年耕作されずに放置されてた場合は、様々な問題が指導であったり、勧告であったりという手続になろうかと思います。

ただ、今現在、営農者の方の指示、どういう植え方、間隔をどんなぐらいで植えるとかっていう指示を受けた中で植えてるような状況でございますし、またその手続についても現在、相談を受けて進めているところでございます。なかなかちょっと前向いて進まないところはございますが、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　営農者がね、あそこへ現場へ来てですよ、実地に指導する、それはまたちょっと違うんかも分かりません。しかし、この営農型っていうのは、個人に与えられた権利、権利というか義務なんですよね。営農者は誰かと、認定農業者ですよ、法人の認定農業者ですよと。年間の取引はどんだけありますよっていうの、ア、イ、ウ、エ、オあるわけでしょう。オの人もいてる、属性ですよね。属性でオの人もあそこにはいます。しかし、営農者は太田さんしかないんです。営農者の代表、エコファームでもないですよね、エコファームの代表の太田さんが個人的にここへ名前を載せてる。

ですから、名前は伏せられてるんでしょう、資料にね。黒塗りですよ、全部。この黒塗りだということは、法人ではないということですよね。個人だということです。ほんなら太田さんしかいないじゃないですか。

その太田さんが、たとえどこで指示したかもしれませんけれども、そういう指導をしたとしても、現場へ来てやってるんでもないと、そういうことになりますとね、それ話違うんですよ。

○議長（七良浴　光）　　吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人）　　実際に、この営農型太陽光発電以外のところも、やはりそういった部分は、何度も申し上げるんですが、ございまして、実際、営農者の方の名前で夫婦の別の方がされてたり、こどもの方がされてたりすることはございます。そういった中で、ここの農地につきましては、やはり個人的といいますか、様々な状況が発生した中で、耕作することが個人的に非常に困難な状態になってございます。

そういった相談も受けながらしてございますので、今後手続等、相談に乗りながら、適正に管理できるように努めてまいりたいと考えてございますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　そしたら、ちょっと方向変えましょう、３条の更新はどないしたんです。

○議長（七良浴　光）　　しばらく休憩します。

休　憩

（午後　３時１６分）

再　開

○議長（七良浴　光）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　３時１６分）

吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人）　　１か所の農地は３年でございまして、そこの３条の更新につきましても、この営農者の方は継続したという形になってございます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　その３条更新っていうのは３４１－１ですか。１か所だけ。

○議長（七良浴　光）　　吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人）　　３４１－１の細長いところと、それから３３４番地、この二つの農地で一つの太陽光発電、営農型太陽光発電が設置されてございます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　この二つで３条申請が、３条の更新があったわけですか。

○議長（七良浴　光）　　しばらく休憩します。

休　憩

（午後　３時１８分）

―――――――――――――――――――――

再　開

○議長（七良浴　光）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　３時２１分）

吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人）　　すみませんでした。資料をお持ちしました。

認定の延長の申請ですが、３年で、営農者は変更はございません。そういったような状況でございます。

以上です。

○６番（埴谷高夫）　　地番は。

○農業委員会事務局長（吉見將人）　　地番３３４番地、それから３４１－１番地でございます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　これも大きな問題なんでね、営農型太陽光発電は、営農が主なんですね。太陽光は従なんです。そやから、そこが逆転してしまうというようなことになったら、営農型太陽光そのものが成り立たないんですね。営農型で営農ができなかったら、これはもう即、即といいますか、撤去になるわけですよね。そういう重大な問題ですから、きっちりやってもらいたいと思います。何遍も言いますけれども、太田さんはもう撤退しているわけですから、どこで指示しようと、その営農者が、今やってる営農者が、先程言ったように面前でここにこうして、こうしてって言って、太田さんが指示してるなら別ですよ。しかし、申請はですよ、太田さんになってるわけですから、それを別の業者がやると。別の同業者か何か知りませんけれども、そういう人がやってたら、それは大きな問題だと、こういうことを申し上げておきます。

次に、フェンスの問題では、前、課長さんは担当でしたからね、東浦さん担当でしたからね。何て言ってるかっていうと、これは５年の１２月議会、先ほども言いましたけど、ちょっと触れましたけどね、伊都さんの質問に、伊都議員のフェンスの件ですが、事業者からはフェンスをすると、囲うというふうな計画であると聞いておりますと。基礎部門は分からんけれども、事業者が囲うというのは知ってる。それはカエルを囲うんじゃないですよ、カエルのスペースを囲うんじゃないと。事業者の太陽光の発電所を囲うんだと、こういうことですよね。それはどうですか。

認識だけいいよ。そういう認識やって。いや、そうと違うというんやったら、そうと違うと。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

説明会当時は、そういう認識があったと認識しておりますが、実際、営農を今されてる中で、営農に支障になるのであれば、フェンスを設置してないということと認識しております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　写真つけてますよね、どこが支障があるんですか。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

私もちょっと営農者じゃないので、どういう作業場が要るとか、仮置場とか、営農の機械の進入路を確保するために、どういうスペースを必要としてるかっていうのは、私のほうでは把握してないんですけども、今のところ設置してないということは、そういう認識かと思っております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　業者はこうやからこうやって、皆そうやんか、あんた。そんなおかしな話あるかいな。何でそんなことになるの。フェンスは基本つけますって書いてあるやんか。

説明会でも、フェンスは基本つけますって業者が言った。これはね、説明会で言ったんですよ。住民説明会は何かって言ったら、条例上で説明義務を果たしなさいって、その説明義務が果たされたら、何でもええんかって、うそでもいいんですかっていうことになるやないか。そんなことないでしょう。住民で説明したことは守ってくださいねっていうのは、あんたの立場でしょうが。違うんですか。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

基本、その当時住民説明会の回答で基本囲みます。人が入れないところ、必要ないところはしないかもしれないです。あと、農作業に邪魔になるところは設置が難しいかと考えてますということで、事業者のほうもおっしゃってますので、そこら辺の判定が今のところされてない以上、まだ囲われてないのかなという認識でおります。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　基本囲いますって言うてんのに、全く設置されてないと。それはどういうことですか。それは全部が全部、そういうこと、あなたがおっしゃるようなことになってるんですか。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

あくまで、その営農の観点からということになりますので、詳細につきましてはちょっと事業者にお聞きいただかないと、ちょっとこちらでは把握していない状況です。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　最初から営農型で申請してるんやないの。営農型で申請して、営農型で認めてるんやで。あんたさっき、私さっき言ったように、太陽光が主じゃないんよ、営農型の太陽光なんよ。何を考えてるんよ。そんな答弁ありますか。

最初からここへやると、パネルをここへ据えますよというふうに平面図が出て、その図面の基に設置されてるんですよ。

そのときに、これだったら囲うことにならないやないかって、あなたがそのときに指導したらよかったじゃないですか、それだったら。そのときに指導もしないで、後から営農に支障があるって、そんなばかな話ありますか。それだったら、できるときに、ちゃんと、これだったら囲えませんねって。里道からちょっと離して設置してくださいと、計画がおかしいんでしょうが、それだったら。違いますか。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

あくまで営農のことなんで、実施してみないと分からないこともあろうかと思うんです。私はその営農のことに関しては、ちょっと認識がございませんので、詳細については事業所に確認していただきますようお願いをいたします。

また、フェンスの約束についても、協定書のほう、当時記載されていたことは確認させていただいてます。でも、それに関しても、ちょっと一方的な履行破棄があったことも認識としてございます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　あなた、ちんぷんかんぷんな答弁しないでくださいよ。議事録ちゃんと出てるでしょうが、あなたの元に。フェンスをつけますという議事録ちゃんと出てるはずです。そして、営農型どうか分からないって、あなた後ろ見たら分かるやないの。２人で相談して、住民課と農業委員会と相談してやるべき問題でしょう。何であんたこちらに振ってくるの、それを。後ろ向いてやりゃあええやないの。なぜそういうことができないんよ。そういう課内で全然、課内というか、農業委員会は別ですけれども、意思疎通ができてない。町長さん、これどういうことですか。そんなんでいいんですか。営農型太陽光なんですよ。営農型があって、太陽光があって、別々じゃないん

ですよ。営農型の中に太陽光が含まれてるんですよ。なぜそういう答弁になるんですか。けしからん答弁です。

○議長（七良浴　光）　　しばらく休憩します。

休　憩

（午後　３時３１分）

―――――――――――――――――――――

再　開

○議長（七良浴　光）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　３時３５分）

森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

その当時、住民説明会で事業者のほうがお話しした件については再度確認させていただきます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　議事録見てください、書いてますから。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　議事録を確認して、事業者のほうに確認させていただきます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　こんな問題、何回やってんの。いまだに確認してないってどういうことよ。東浦さんが言ったって言ってらして。あんた、課長のときに、東浦さんはそういうことを業者が言ってますって、言ってるやんか。それでもあんた今から確認するっていうわけ。

私ここに議事録つけてない、つけたかな。何ページやった。

そう２－３、これ議事録ですよ、説明会の。私さっき言ったでしょうが。基本囲みますやで。人が入り込めないところ、必要ないところがあるかもしれないです。あと農作業に邪魔になるところは設置が難しいと思います。各場所に看板設置、これは関係ないわ。基本、囲むんですよ。そしたらですよ、今１か所も囲んだところがないと、フェン

スがないと。こういうことはあり得ないでしょうが。基本、囲むので、そういう図面が出されて、そうしたらですよ、その範囲内で邪魔にならないように太陽光を設置するというのが業者の務めなんでしょう。

ところが違うでしょうが。里道いっぱい、里道に進入してるかも分からないというのは、話私しましたよ。そんなところに杭打ったら、フェンス、当然里道の上にフェンスすることになるから、それは大変ですよねって、そんなことできませんねって、こんな話でしょうが。

もっと内側に太陽光を設置して、そうしてフェンスをつけて、営農に支障のないっていうんやったら分かりますよ。それでも、ここはうまいこといかなんだっていうのは分かりますよ、違うでしょうが、そんな話と。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　埴谷議員の御意見に対してお答えさせていただきます。

今のこの状況も踏まえまして、事業者と適宜お話はさせていただいてますので、また改めて確認させていただきます。

以上です。

○６番（埴谷高夫）　　何を確認するの。

○住民課長（森谷克美）　　フェンスの件です。今、フェンスの件のお話ししていただいてるんですね。

○６番（埴谷高夫）　　フェンスの何を確認するの。

○住民課長（森谷克美）　　フェンスの設置についてです。

○６番（埴谷高夫）　　設置について何を確認するの。

○住民課長（森谷克美）　　どのように設置されるか。

今、住民説明会の議事録でお話しいただいてた内容について、確認させていただきます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　何を確認するわけ、これ以上。ここに書いてあらしな。フェンスをつけますって書いてあらしな。それ以上、何を確認するの。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　今御指摘いただいてた、基本外周を囲みますということ

について、現在囲まれていないという御意見をいただきまして、その状況について確認させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　そんなん、あそこへ行って見たら、あんた何回も行ってるわけやろう。行って見てきたわけやろう。フェンスないのは、誰かて知ってるわけやろう。業者がつけてないの分かってるやんか。何を確認するんよ、はっきり何を確認するか言ってよ。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

フェンスの設置予定であれば、その設置予定等について確認させていただきたいと考えております。

以上です。

○６番（埴谷高夫）　　もうちょっとゆっくり言って。何て。設置。

○住民課長（森谷克美）　　フェンスの設置予定とか、その状況について確認させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　太陽光の事業完了届はいつ。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和６年の１２月２７日で完了報告をいただいております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　そしたら、令和６年の１２月２７日にもう終わったということでしょう。それからフェンスって、どういうこと。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

太陽光の設備に関しては、そこの時点で完了ということでお伺いしております。

附帯設備につきましては、その後まだ少し時間がかかっていたのかという認識でおり

ます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　フェンスは何のために造るんです。何のために必要だと思ってるんですか、あなた。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　私の意見ということですか。

○６番（埴谷高夫）　　そうよ。

○住民課長（森谷克美）　　太陽光発電設備を設置するに際し、経産省では基本定めているフェンスの設置に該当する部分という認識でおります。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　それは何でそういうことが定められていると思うの、あなたはですよ。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　太陽光発電設備に接することがないようにっていうための作為かという認識でおります。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　そうでしょう。危険だからでしょう。こどもが入ったりしたら危ない。だから、太陽光を囲みなさいよということになってるんでしょう。あなた危険なのに分かってて、６年の１２月２７日から今まで放っとくんですか。そういうことですよ、あなた言ってるのは。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　確かに、完了届から若干時間は経過しておりますので、改めて確認させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　町長さん、１年以上放っててても、若干と言うわけ。それは正しいですか。

○議長（七良浴　光）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　失礼しました。大変遅れておりますが、事業者に対して、その旨、再度どうなってるんだということは強く申します。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　フェンスつけたら、一時転用許可の必要がありますよね。それを農業委員会だけ、それだけ確認しておきましょう。

○議長（七良浴　光）　　吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人）　　埴谷議員の質問にお答えさせていただきます。

フェンスの場合は、一時転用許可が必要となります。ただ、この場合は分からないんですが、鹿等が入って、農業を守るために建てるメッシュ柵等であれば、農業を守るための設備として不要となります。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　フェンスは教育委員会も今度ね、そういう、先ほども言ったように、こどもたちが見に行くかも分からんというような、そんなことになってるわけですから、ぜひとも早く実施してもらいたいと思います。

それからパワコンに移ります。

パワコンですけれども、もうこれも何遍も紹介しました。型番まで示して、この機種、ファーウェイのこの機種はついてませんということを何度も言いましたけれども、課長さんは、そういうのをついていると。ついてるか、ついてないかは見ないと分からないというようなことをおっしゃってます。

そこで、もう少し議論を進めたいと思います。

先ほどの２－３ですけれども、１００ボルトで使えるようにすると書いてあるが、どのように使えるのか。これはその前の写真ありましたよね。ちょっと、どこか分かりませんけれども、写真のある資料ですね、業者がつけてきた資料４ですね。４の下のところに１００ボルトの電源を災害時・非常時、使用できるよう提供いたしますと、はっきりと書かれてますよね。これは住民に配られた資料ですし、これはあなた方から頂いたんですから、開示請求をしてもらったんですからね、そちらにもあるはずです。

こういう資料が出されてて、そうして議事録にも載っていると。説明会でも何度も説明しています。２－３にあるように、使えるということになってるわけですが、これは

約束ですよね。住民に対する約束だけでなしに、町に対する約束でもあります。これはもう一つ、７－１にありますように、これは経産省に対する約束でもあります。パワーコンディショナーの自立運転の機能の有無の有のところに黒印が入ってます。給電用コンセントの有無のところも黒印が入ってると。だから、国にも業者はこういうことを言ってるし、住民にも言っている。町にも言っている。それでもあなたは確認しないと、こういうことでいいんですか。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　パワーコンディショナーに自立運転機能がないんじゃないかという御質問です。

その件に関しては、事業者の所有する設備であって、電気の設備的な話ですので、まずは直接事業者のほうへお問い合わせいただきたいと考えます。

どういう形でその自立運転の機能を提供するのか、停電時にっていうのは、やっぱり利用される方も考えているところだと思いますので、まずは利用される方が事業者の方に直接問い合わせいただければと考えます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　町に出された書類です。私は公文書の情報開示、こういうことでやってます。今日、公文書が示されました、そちらからね。その公文書に疑義があったら、これはあなたが確認する義務があるんですか。それも、何、私たちに確認せえと、こういうことですか。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　自立運転機能につきましては、停電時に提供される、１００ボルトの電源を提供されるということを事業者のほうがおっしゃっているという認識であります。

実際、そのボックスを設置してということも書かれていますので、そのときにはボックスを設置して、自立の給電装置を提供されるのか、その辺はちょっと技術的なことになりますので、詳しくは事業者のほうで御確認をいただきたいという認識でおります。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　私ファーウェイの機種を示して、あなたに示して、これは自

立運転機能のない機種ですよ、ついているのはこういう機種ですよと、その資料も写真も示しました。これは９万９，０００円で、ついてるのは１３万２，０００円です。１３万３，０００円か１３万２，０００円ですよ、これも示しました。そういう資料を示して、また設置前の輸送されてきたそのままの梱包の写真も撮って、この型はついてませんということも申し上げました。

これでついてないと言ってる。まして、５の写真を見てくださいよ。どこについてますかって、あなた専門家じゃないから分からないかもしれないけれども、これはどこにもついてないということの証明の写真でもあります。コンセントをつけるところがないんですから、これはただのパワコンと配電盤ですよ。これに附属するものが要るんです。パワコンも、これ四角い箱ですけれども、この下に本当だったら、もう一つ、四角い箱がつくんです。それが自立運転機能つきのパワコンなんです。

ですから、これでもうついてないことはっきりしてるのに、あなたは業者がどうのこうの、確認しないと。私も今言いましたよね、町に出された書類がこれほど証拠も上げて、これはついてませんよって言ってんのに、あなたはあくまでも業者の言葉を信じてついていると言い張るわけですか。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　パワーコンディショナーに自立運転機能がついてるかどうかっていう御質問だったかと思います。

このパワーコンディショナーに、もし自立運転機能がついてないのだとすれば、停電時に別の方法で自立運転機能を設置していただけるものかという認識でおります。その辺は技術的なことなんで、事業所に聞いていただかないと、ちょっと我々では把握できてない状況ですということでお答えさせていただいております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　あなたはね、令和６年の１２月の２７日、完了届が出て、この太陽光発電設備は出来上がりましたよっていって出てるんでしょう。災害があったら、これからつけますよって、そんな話じゃないじゃないですか。なぜそういうことになるの。

あなたがその事実関係を認定するのを拒否している。こういうことでいいんでしょうか。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

町のほうとして、あくまで確認させていただくのは太陽光発電設備の設置という部分ですので、そこの部分に関しては設置完了していることについて確認させていただいています。

附帯設備であります給電装置ですとか、そういう部分についてはちょっと申し訳ございませんが、町のほうで確認は行っておりません。

非常時・災害時に１００ボルト提供いたしますっていう書き方になってますので、そういうときには対応していただけるものと認識しております。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　しばらく休憩します。

休　憩

（午後　３時５５分）

―――――――――――――――――――――

再　開

○議長（七良浴　光）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　３時５７分）

６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　もう驚くべき発言で、二の句がつけませんが、そんな常識的なことも分かってない、自立運転機能そのものが分かってないということが今分かりました。それはもう大変な問題なんで、やっぱり町は申請に基づいて、またこの仕様に基づいて、あなたが確認せんかった不作為ですよ。こういう事実を突きつけられながら、まだ確認しませんと、業者の言うことを信じてますというような答弁だったら、あんた業者寄りの答弁しかしないじゃないですか。そんなことで住民課長の職責を果たせますか。公務員としてどうです。

地方公務員の３０条やったかな。公平にやらなあかんて書いてあるでしょうが。それにも反しますよ。あなたは業者の肩は持つけれども、私たちの言うことは聞かない。こういうことですからね。

１回行って、どこについてあるか、コンセントを確認しなさいよ。それはあなたの権限でできるんですから。そういうこともなぜしない。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　埴谷議員の質問にお答えさせていただきます。

その件につきましては、確認はしているんですけれども、最終的にもう一度、どういう状況、防犯的な意味もあって、現在のところ設置されてないということでもお伺いしてますんで、最終的な確認をさせていただきます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　防犯的な意味もあって設置されてないと聞いてるということ。今言ったの、そう言ったの。設置されてないこと知ってたの、あんた。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　再度確認させていただきます。そのときのちょっと私の思い込みかもしれませんので、もう一度確認させていただきます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　先ほどの最後の答弁もう一回言って。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　ちょっと、先ほど申し上げておりますので、それはちょっと私の思い込みの部分もあろうかと思いますので、訂正させていただきます。

取りあえず、事業者に対して再度確認させていただきます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　そんな思い込みありますか。防犯のためにつけてないっていうような、そんな思い込みがありますか。思い込みじゃないでしょうが、それだったら。

あなたは確信的についてないことを知ってた。それはなぜかって言ったら、防犯的なことでついてないと知ってたと。こういうことを先ほど答弁したんですよ。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　再度申し上げますが、ちょっと私の思い込みの部分であろうかと思いますので、確認して改めて報告させていただきます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　思い込みをなぜ答弁するんですか、こんな公共の場で。思い込みであなたは答弁して、それでいいんですか。そんなんで議会進みませんよ。

どう考えてるんですか。あなた議会を侮辱してるんですよ、それは。議員を侮辱したことになりますよ。思い込みで発言する。その前段に思い込みついてませんよ。それはどういうことですか。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　申し訳ございません。この太陽光の案件につきましては、いろいろなやり取りを今まで実施してきました。その中には、確たる情報に基づいたものもあれば、そうでないものもあったかと思います。そういうことの中で、ちょっと今発言を誤ったという認識でございます。

以上です。

○６番（埴谷高夫）　　取り消すの。

○住民課長（森谷克美）　　私のちょっと認識誤りのところもありましたので、ちょっと防犯の意味でという部分に関しては取り下げさせていただきます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　ちょっと驚いて二の句つけませんが、大変重大な発言をなさったということだけです。取り消したので、それでいいと言えばいいんですけれども。

課長さん、先ほども言いましたように、あなたに権限があるんですよ。町に権限がある。立入調査ができる権限はあなた方にあるんです。我々、何ぼ頑張ったって、立入検査できないんですから。今度、防犯で、防犯じゃないわ、災害よ、あなた防犯って言ったけど、おかしいよ、災害ですよね。災害時に、この１００ボルト電源が使えるようにということで、話はしますけれども、話、私がするんじゃないですよ、住民がすると思いますけれども、それまでにあなたが確認しといてくださいよ。現場へ行って、本当に１００ボルト電源がここにあるというんでしたら、私それでいいです。しかし、ないっていうんでしたら、あなたが今まで頑張ってきたことはね、全て間違いだったということになりますから、一度ぜひ確認してください。

それはどうですか。

○議長（七良浴　光）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　電気設備に関して、現地のほうでの確認はさせていただ

きます。

事業者の方にも住民の方からも、使用される方とかもございましたら、お話しいただければ、利用に関してスムーズにお話ができるのかと思います。また、私のほうからもお伺いはさせていただきます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　大きく前進しました。ありがとうございます。ぜひとも確認してください。

それでは、次は系統連係ですよね、先ほど私、資料を見せましたが、この日付について、やはりまだよく分からないので、もう一回確認願えますか。

というのは、２３年の１２月１４日、変更申請の承認日、２０１８年の１１月の２９日に受け付けましたホープフルマリン様のお申込みについて御案内申し上げますということで、そして先ほど４６８ね、こんな番地ね、こんな大きな会社が間違うてたら致命的なんですよ。あなた方も受け付けるときに違う番地でこんなん申し込まれたら、これは駄目ですよってことになるでしょう。これは別のところですよ。４６８ありませんけどね。そやから、こんなん無効ですよ。これもらったときに、ホープフルマリンはこの番地じゃないですよって言うのが当たり前でしょう。なぜそういうことになってないんですか。それが１点。

それから、日付についてです。なぜこの日付なんですか。というのは、ホープフルマリンの前身はクリエイティブ・リアルティとチェンジ・ザ・ワールドですよ。これは町に２２年の７月１０日、チェンジ・ザ・ワールドは２２年の６月２０日に計画の申請が出てます。その後も３条と５条の申請出てます。２２年の７月２０日です。このときに、例えばですよ、この系統連係ができてたら、この６ページのホープフルマリンの２０１８年の１１月２９日の申込みっていうのは、あり得ないんですよね。もう一回変更があったんですか、そしたら。変更があって、変更があって、ここへ来たんですか。それをお伺いしたいのと、もう一つは受付ですよ。これがもし本当だとしたらこのクリエイティブ・リアルティとチェンジ・ザ・ワールドからホープフルマリンに対する譲渡がなかったらおかしいですよ。その譲渡の書類一つもないですよ。それはどういうことなんでしょう。

普通だったら、ほかのは、ＣＨＥＮ　ＨＡＩＴＩＮＧさんとか、琚嘩さんですか、こ

の琚嘩さんのクリエイティブ・リアルティやチェンジ・ザ・ワールドへの譲渡証明書が経産省宛てに提出されたっていうのが、写しが出てます。しかし、その後がないでしょ。それはどういうことなんです。これらについてお伺いします。

○議長（七良浴　光）　　吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人）　　まず、こちらの資料の６番の資料でございます。農業委員会としましては、こちらでの確認ではなく、ＪＣＡＰの２４年２月２７日の書類で系統連係のことを確認してございます。

系統連係につきましては、一番最初ですね、２０１８年１１月の２９日に一番最初の中国の企業の方かどうか、ちょっと覚えてないんですが、申請した後、その後、翌月ですかね、１２月の多分末ぐらいに契約が関西電力となされてると思います。ただ、当初の申請日は、そのまま次の事業所、次の事業所に継承されていきます。一番最初の決定日、確認日、契約の確認日がそのまま継承されていきますので、書類は多分こうなっているものかと思います。こちらは私どもの書類じゃございませんので、確認はしてございませんが、例えば３３５番地でしたら、ホープフルマリンですが、系統連係の契約日は２０１８年１２月の２７日となっています。ということは、ＪＣＡＰへの申請、すみません、ＦＩＴの申請時にこの書類が、系統連係の関係の書類がなければ、ＦＩＴの許可が下りないということを先ほどちょっと説明させていただいたんですが、申請はＦＩＴより先に系統連係で関西電力の電線につなげるかどうかっていう部分の確認のことで資料が提出され、それをＪＣＡＰのほうが経産省のほうへ送って決定通知を出すということだと考えてございます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　そしたらね、クリエイティブ・リアルティとチェンジ・ザ・ワールドを説明してください。

○議長（七良浴　光）　　吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人）　　クリエイティブ・リアルティとチェンジ・ザ・ワールドでございますが、その事業の継承といいますか、そこの事業所ですね、４６８番地の１と３３５番地の発電事業所は接続することが、４９．５で関西電力に接続することができるということで、それが継承されていく、名義変更だけの手続でそれが継承されていくものでございます。

ということから、農業委員会としては、それを確たるものとするものではなく、見込みがあるということでの視点でございますので、それで確認したものでございます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　それでは、見込みの根拠を教えてください。

○議長（七良浴　光）　　吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人）　　４６８番地の１、それから３３５番地の１で系統連係の契約、多分２０１８年１２月の２７日だと思うんですが、それが継続されていくものかということで考えて認めてございます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　違うで、根拠を聞いてんのやで。なぜクリエイティブ・リアルティとチェンジ・ザ・ワールドになったんですかと。その根拠はこういう書類が提出されたんですか。

○議長（七良浴　光）　　しばらく休憩します。

休　憩

（午後　４時１３分）

―――――――――――――――――――――

再　開

○議長（七良浴　光）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　４時１５分）

吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人）　　まずは、ホープフルマリンに代わった部分、チェンジ・ザ・ワールドと、それからクリエイティブ・リアルティに代わったということでございますが、系統連係につきましては、過去、一番最初の中国企業が２０１８年に申請し、２０１８年の１２月に系統連係に係る契約の締結がされています。その契約の締結がされたものが既に、そのまま引き継がれ、ホープフルマリンでも系統連係の契約書は２０１８年の１２月の２７日となってございます。

ということで、系統連係につきましては、その関西電力の接続のときにつなぐことができる、４９．５でつなぐことができるっていうことが事業所が代わっても担保されて

いるということでございます。

そういったことから、そういうことが確認された上で、ＪＣＡＰのＦＩＴ認定の通知をうちは、農業委員会は確認することで系統連係がなされているという判断でございます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　本来ならね、琚嘩さんや、ＣＨＥＮ　ＨＡＩＴＩＮＧさんは、この系統連係を取ってなかったら本当はあかんのですよね。しかし、当時は制度上、あんまり統一されてなかった。ですからばらばらになるんやけれども、しかし、やはりおかしいのは残るんです。というのは、ホープフルマリンがどういう経緯でこういうことになったかっていうのをね、やっぱり私知りたい。今照会状出してますけども、多分返ってこないでしょう。しかし、一番大きいのはね、やっぱり４６８ですよ。こういうところの番地を間違うなんてことはあり得ないんです。これ１回ね、関西電力送配電株式会社に確かめてください。これはそこに聞いたってあかんね、ホープフルマリンに聞かなあかんのやね。ホープフルマリンに聞いて、これは４６８でいいんですかと、４６８－１じゃないんですかって、こういう間違いは考えられませんよ。もう一回関西電力の送配電株式会社に出し直してもらってください、また訂正のものを、文書をもらってくださいと、こういうことをあなた方はする義務があるんじゃないですか。

○議長（七良浴　光）　　吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人）　　一度、この書類はですね、これは系統連係の直接の契約の書類であるのかどうか、実は分からなかったです。それで、多分これ事業工事の申込みの時点の書類だとは思います。実際に接続するための書類だと思います。

この書類自体は、一度確認はさせていただきたいんですが、ＦＩＴの申請の認定、うちの農業委員会の系統連係の判断するのは、やはりＪＣＡＰからのＦＩＴに許可っていうんですかね、認定通知、こちらではなくて認定通知で確認させていただいております。これは県にも確認した内容でございます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　それ分かりますよ、分かるけれども、こないやって書面で示されたらね、私はこれは何や違和感がある。それを確かめてくださいと。私番地を間違

うなんていうのはあり得ないと、こういう書類で思ってますから、それは確認してくださいよ。するのですか、せんのですか、それだけ。

○議長（七良浴　光）　　吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人）　　先ほど確認すると申し上げたんですが。一応、確認はしますが、多分、これ発電事業所の番号と住所を間違うて入れて、そのままハイフン１を入れ忘れてるんかと思うんですが、その辺について一度確認してみます。

以上です。

○議長（七良浴　光）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　なぜこんなことを言うかといいますと、やはり最初ＩＤの取得から、うちの町へ移る時に非常に不明瞭なことが多々行われていると、こういうことから発せられるわけです。ＩＤがないのに、ここで承認申し込んで、そうして、申し込んでから変更の申請が出されるということが起こりました。全く不可解な経緯であります。

ホープフルマリンについてもまだまだ疑問があります。太陽光については、先ほど来言ってますように非常に問題がある、あそこの太陽光はね、そういうことを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（七良浴　光）　　以上で埴谷高夫議員の質問を終了いたします。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日５日午前９時から会議を開きたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴　光）　　異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散　会

○議長（七良浴　光）　　本日は、これをもって散会します。

（午後　４時２０分）